

松本市国土強靭化地域計画

未来へつなぐ、強く、しなやかなまちづくり

令和4年3月

目 次

	(頁)
第1章 はじめに	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画見直しの前提となる社会背景	2
第2章 国土強靭化地域計画の基本的考え方	3
1 国土強靭化の理念	3
2 基本的な方針等	3
3 基本的な進め方	4
第3章 脆弱性評価	5
1 想定するリスク	5
2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	5
3 評価の実施手順	5
第4章 脆弱性評価の結果と国土強靭化の推進方針	8
1 脆弱性評価の結果と国土強靭化の推進方針	8
2 プログラムの重点化	8
第5章 計画の推進と見直し	127
1 国土強靭化の推進と他の計画等の必要な見直し	127
2 本計画の見直し	127
3 各プログラムの推進とP D C Aサイクル	127
4 国、県、周辺自治体、民間事業者、市民等との連携	127

(参考1) 松本市国土強靭化地域計画 施策、事業一覧

(参考2) 主な補助金・交付金等活用予定事業一覧

第1章 はじめに

1 計画の目的

松本市は新たに策定した総合計画(基本構想2030・第11次基本計画)において、一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまちの実現に向け、三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」(進化、深化)させることを基本理念に掲げています。そして、まちの土台になる「安全・安心」のシンカを政策の方向性の一つに位置付け、市民が安全・安心で健やかに暮らし続けるために、未来に続く、しなやかなまちをつくる取組みを進めています。

こうしたまちづくりを進めるに当たり、災害の側面から松本市を考えると、急峻な山岳地に囲まれ、多くの河川により形成された複合扇状地という地理的特性から、土砂災害や河川の氾濫が想定されます。また、ひとたび噴火すれば大きな被害をもたらすおそれのある活火山の焼岳、乗鞍岳があります。更に、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が、今後30年以内の発生確率を14パーセントから30パーセント程度と評価する「糸魚川—静岡構造線断層帯」を震源とする地震が発生した場合には、大災害になることが想定されています。

こうした自然災害の発生そのものを止めることはできませんが、その災害を予想し、事前の準備や対策を行い、更には「自助」、「共助」、「公助」が連携して取り組むことにより、被害を小さくし、早期に復旧することが可能となります。

国土強靭化地域計画は、こうした松本市の災害リスクに対して事前に備えるべき目標を定めて「強靭な地域」を創りあげるための計画です。松本市では、平成27年5月に松本市国土強靭化地域計画を策定し、国土強靭化の取組みを推進してきました。

これまでの取組みは、おおむね計画どおりに進捗したと評価できる一方、大規模地震の高い発生確率、異常気象の頻発・激甚化等を踏まえれば、国土強靭化の取組みは引き続き喫緊の課題です。

近年の災害から得られた教訓、ゼロカーボン※とDX・デジタル化※への取組み、新型コロナウイルス感染症の拡大、価値観やライフスタイルの変化等を踏まえて、本計画を見直し、その歩みの加速化、「シンカ」を図ることとします。

今後、大規模自然災害が発生した際に十分な強靭性が発揮できるよう、本計画を基本として、災害に強い地域づくりに取り組みます。

2 計画の位置付け

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものです。

国土強靭化基本計画との調和並びに長野県強靭化計画及び松本市第11次基本計画との連携を図りながら、国土強靭化の観点から松本市における様々な分野の計画等の指針となる計画として位置付けます。

▶ 用語

ゼロカーボン 企業や家庭から出る二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分等と相殺して実質的な排出量をゼロにすること DX・デジタル化 進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革させること

3 計画見直しの前提となる社会背景

ゼロカーボン^{*}とDX・デジタル化^{*}という新しい世界基準、新型コロナウイルス感染症拡大による生活や社会経済活動の変化など、時代は大きな転換期を迎えています。こうした転換期こそ、変革のタイミングです。計画見直しの前提となる社会背景を次のとおり捉え、時代に即した計画への見直しを図りました。

(1) 過去の災害の教訓

計画策定以降、平成28年熊本地震などの大規模自然災害が発生し、被災者等の健康・避難生活環境の確保や災害廃棄物の処理に関する課題が浮き彫りとなりました。

松本市においても、様々な災害から得られた教訓を取り入れ、同じような被害を繰り返さないよう、今後の対策を強化していきます。

(2) 気候変動対策と防災対策の連携

近年、日本各地において豪雨や台風等の気象災害が激甚化、頻発化し、地球温暖化による気候変動が現実のものとなっています。今後も気候変動の影響等により大雨や洪水の発生頻度が増加すると予測されています。

2050年ゼロカーボンシティを目指す松本市では、「気候変動×防災」の視点の下で、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に講じ、脱炭素社会への移行を見据えながら、気候変動に対応した強靭なまちづくりを進めていきます。

(3) デジタル化の加速

情報通信技術の飛躍的な進歩に伴い、暮らしのデジタル化が急速に進んでいますが、日本のデジタル化は立ち遅れている状況です。防災対策においてもデジタル化の立ち遅れを解消し、その強みである迅速化、効率化、事業継続性の確保等を取り入れることは、最も優先すべき課題です。

デジタル化を安全・安心な地域社会を実現するためのエンジンと捉え、防災のDX・デジタル化^{*}を加速していきます。

(4) 災害時の感染症対策の強化

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、感染症の脅威が顕在化したことで、防災の分野においても、感染症と自然災害が同時に発生する複合リスクへの対策がより重要となっています。

災害時も感染を拡大させないよう、感染症対策の強化、徹底に取り組みます。

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟に伴い、人々の価値観やライフスタイルが変化し、人々のニーズも多様化しています。また、LGBTQに象徴される、性の多様性に対する認知が広がっています。一方で、地域で「助け合う」といった共助に対する意識の希薄化が問題となっています。

お互いを認め合って多様性に配慮し、「地域」が基盤となる地域防災力の向上に取り組んでいきます。

第2章 国土強靭化地域計画の基本的考え方

1 国土強靭化の理念

松本市では、地理的・地形的な特性から多くの災害が予想されます。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なることから、平常時から大規模自然災害等に備えた地域づくりを行うことが重要です。

東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、総合的な対応が必要となります。

このため、松本市における国土強靭化は、いかなる災害等が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図されること。
- ②市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「国土強靭化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものとします。

2 基本的な方針等

国土強靭化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靭な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する風水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進します。

なお、市民生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、地震、火山噴火災害等が発生するおそれや、気候変動の影響等により風水害、土砂災害が多発しているなど、ひとたび大規模な自然災害が発生すれば、松本市に甚大な被害をもたらすことが予測されることから、本計画では、大規模な自然災害を対象として国土強靭化に向けた取組みを総合的に推進することとします。

(1) 国土強靭化地域計画の取組姿勢

短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。

(2) 適切な施策の組合せ

- ア 災害リスクから市民の命を守り、被害を最小限に抑えるため、松本市の特性に合ったハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進すること。
- イ 地域における「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政、民間事業者、市民が連携及び役割分担して取り組むこと。
- ウ 非常に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ア 超少子高齢型の人口減少社会への対応、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、「計画行政の推進」と「健全財政の維持」を基本姿勢に、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、効率的な行財政運営による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- イ 既存の社会資本を有効活用することにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

(4) 多様な被災者及び地域の特性に応じた施策の推進

- ア 要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等）、性別、LGBTQ（性的マイノリティ）に配慮して施策を講じること。
- イ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。
- ウ 松本市の豊かな自然環境、歴史及び文化・伝統を守り、次代に繋いでいくための施策を推進していくこと。

3 基本的な進め方

国土強靭化は、松本市のリスクマネジメントであり、

- ①強靭化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
 - ②リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
 - ③脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応策を検討
 - ④課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
 - ⑤その結果を適正に評価し、全体の取組みを見直し・改善
- というP D C Aサイクル※を繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、地域全体の強靭化の取組みを推進します。

▶ 用語

要配慮者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の支援を要する方 **P D C Aサイクル** 計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する典型的なマネジメントサイクルの一つ。このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動等の推進が可能とされる

第3章 脆弱性評価

国土強靭化の推進を図るに当たっては、松本市の脆弱な部分を特定・分析して対策に取り組むことが重要です。

脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化のために必要な施策を明らかにするプロセスです。

令和3年6月に内閣官房国土強靭化推進室で策定された「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」に基づき、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

1 想定するリスク

市民生活に影響を及ぼすリスクとして、大規模自然災害を想定した評価を行いました。

具体的には、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（令和3年1月13日公表）において、今後30年以内の発生確率を14パーセントから30パーセント程度としている糸魚川—静岡構造線断層帯における「地震災害」、焼岳及び乗鞍岳における「火山噴火災害」、気候変動の影響等により多発している「風水害・土砂災害」、豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定される豪雪地帯における「大雪・雪崩災害」を主な大規模自然災害として想定しました。

2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

想定する大規模自然災害に対して、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」（以下「最悪の事態」という。）を、国の基本計画との調和を考慮し、松本市の特性を踏まえて表1のとおり設定しました。

3 評価の実施手順

脆弱な部分があり、それに対する対策がなされない場合は最悪の事態が発生してしまうため、強靭化に取り組む必要があります。

強靭化に向けて実施する施策について、最悪の事態を回避可能か（効果）、取組状況はどのくらいか（現状）、回避可能な場合は現状を改善するためにどのような取組みが必要で、回避不可能な場合は何が不足しているのか（課題）を分析しました。

課題の分析に当たっては、できる限り進捗状況等、現在の水準を示す指標を設定し、定量的な分析を加えました。

表1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や 1-1 不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 2-1
	2-2 数多かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 ひ
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	2-7 市民や企業、地域団体等の自助・共助が上手く機能せず、地域防災力が著しく低下する事態
3 必要不可欠な行政機能は確保する	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 3-1
	3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 ひ
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーン※の維持への甚大な影響
	5-2 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-3 食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン※等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 ^ひ
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-3 ため池、防災インフラ※、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃
	7-6 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
	9-1 文化財等の被災による、観光客等の死傷者の発生
	9-2 後世に残すべき貴重な文化遺産の被災

▶ 用語

サプライチェーン 製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称
防災インフラ 治水対策、高潮対策、土砂災害対策、道路防災対策などの防災・減災に資するダム、堤防等のインフラを指す

第4章 脆弱性評価の結果と国土強靭化の推進方針

1 脆弱性評価の結果と国土強靭化の推進方針

第2章で行った脆弱性の評価を踏まえて、最悪の事態を回避するための施策を設定し、各施策の脆弱性評価の結果（現状と課題）と国土強靭化の推進方針（施策の方向性）を記載しました。

あわせて、松本市の取組状況を示す「現在の水準を示す指標」と推進方針に基づく主要な事業を記載しました。

2 プログラムの重点化

限られた資源の中で効率的・効果的に国土強靭化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化を図りながら進める必要があります。

本計画では、個別施策を最悪の事態ごとに部局横断的に整理した施策群（以下「プログラム」という。）の単位で施策の重点化を図ることとし、影響の大きさ、緊急度、施策の進捗、社会情勢の変化等に加え、松本市第11次基本計画において重点戦略と位置付ける「ゼロカーボン※」、「DX・デジタル化※」を踏まえ、表2に掲げる16の重点化すべきプログラムを選定しました。

▶ 用語

ゼロカーボン 企業や家庭から出る二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分等と相殺して実質的な排出量をゼロにすること **DX・デジタル化** 進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革させること

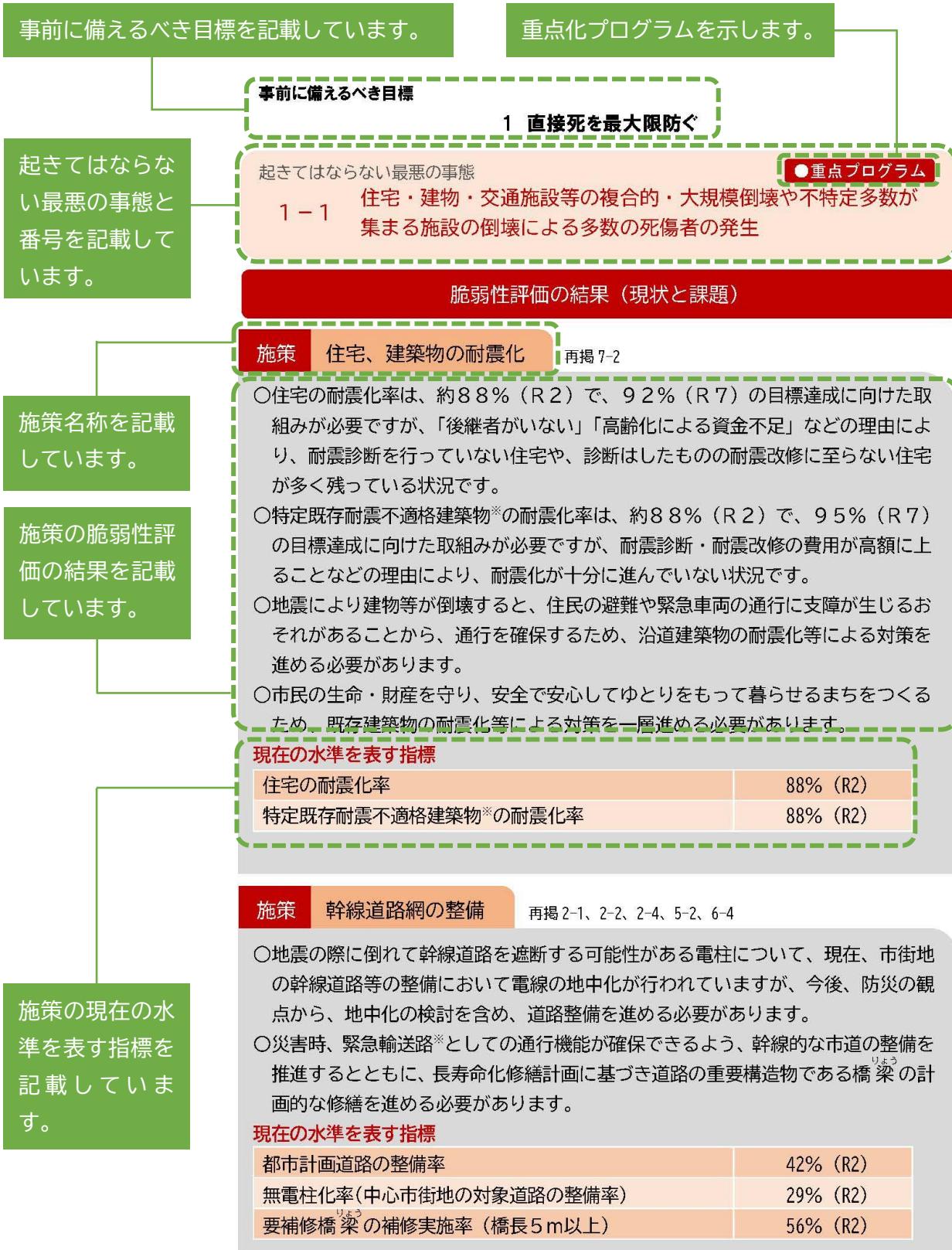
表2 国土強靭化の推進方針に係る施策一覧

●は重点プログラム

9つの「事前に備えるべき目標」		
重点 プログラム 【16】	起きてはならない最悪の事態【37事態】	施策【56施策】
1 直接死を最大限防ぐ		P. 13
● 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅、建築物の耐震化 幹線道路網の整備 市有施設の耐震化 文化財施設の耐震化等 高齢者施設等の耐震化等 バランスの取れた土地利用 都市計画 消防団の充実強化 自主防災組織の育成強化 学校における防災教育の充実	P. 13
● 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	消防水利の確保 消防団の充実強化 自主防災組織の育成強化 都市計画 バランスの取れた土地利用	P. 23
● 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	松本市ハザードマップの作成、配布 河川水路網の整備 雨水渠の整備 消防団の充実強化	P. 27
● 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	松本市ハザードマップの作成、配布 市民への情報伝達手段の多重化 焼岳・乗鞍岳火山防災対策 上高地防災対策 消防団の充実強化	P. 29
1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	除融雪業務の充実強化 自主防災組織の育成強化	P. 33
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		P. 35
● 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	幹線道路網の整備 上水道施設の耐震化等 再生可能エネルギーの最大限の導入 避難所の機能充実 備蓄物資等の充実	P. 35
2-2 数多かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	幹線道路網の整備 要配慮者の支援 備蓄物資等の充実 避難所の機能充実	P. 41
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	自衛隊、警察、消防との連携 消防団の充実強化 自主防災組織の育成強化	P. 47
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	災害時医療救護所開設 要配慮者の支援 新市立病院等の建設 幹線道路網の整備 上水道施設の耐震化等	P. 49
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	感染症まん延時における避難対策の整備 災害時における感染症対策の推進	P. 53
● 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難者の健康管理体制の強化 備蓄物資等の充実 避難所の機能充実 要配慮者の支援 様々な避難者への配慮 外国人住民の防災意識向上への取組み	P. 55
2-7 市民や企業、地域団体等の自助・共助が上手く機能せず、地域防災力が著しく低下する事態	地域防災力向上への支援 住民の防災意識の醸成 地域住民のつながり強化	P. 61
3 必要不可欠な行政機能は確保する		P. 65
3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	被災による治安悪化の回避	P. 65
3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	災害対策本部機能の強化 データセンター機能の強化	P. 65
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		P. 67
● 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	データセンター機能の強化 市民への情報伝達手段の多重化	P. 67
4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	市民への情報伝達手段の多重化	P. 69

● 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	市民への情報伝達手段の多重化 災害時多言語支援 外国人旅行者等の災害時支援の推進 上高地防災対策	P. 71
5 経済活動を機能不全に陥らせない		P. 75
● 5-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーン※の維持への甚大な影響	再生可能エネルギーの最大限の導入	P. 75
5-2 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	公共交通機関における交通事業者及び関係機関との連携体制の強化 幹線道路網の整備	P. 77
5-3 食料等の安定供給の停滞	食料生産体制の強化 農業の担い手育成・確保 被災農業者への金融支援 備蓄物資等の充実	P. 79
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		P. 83
● 6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン※等の長期間にわたる機能の停止	再生可能エネルギーの最大限の導入	P. 83
● 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	上水道施設の耐震化等	P. 83
● 6-3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の耐震化等 汚水処理の効率化	P. 85
● 6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	幹線道路網の整備 公共交通機関における交通事業者及び関係機関との連携体制の強化	P. 87
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		P. 89
● 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	消防水利の確保 消防団の充実強化 自主防災組織の育成強化 都市計画 バランスの取れた土地利用	P. 89
7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等 に伴う陥没による交通麻痺	住宅、建築物の耐震化 バランスの取れた土地利用	P. 93
7-3 ため池、防災インフラ※、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	農業用ため池の点検、診断 松本市ハザードマップの作成、配布 市民への情報伝達手段の多重化 焼岳・乗鞍岳火山防災対策 上高地防災対策 消防団の充実強化	P. 95
7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	住宅、建築物のアスベスト対策の促進	P. 101
7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃	農地の利用促進 耕作放棄地の発生防止と再生 森林の多面的機能の維持の推進 食料生産体制の強化 農業の担い手育成・確保	P. 103
7-6 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	松本市ハザードマップの作成、配布 市民への情報伝達手段の多重化 消防団の充実強化	P. 107
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する		P. 111
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の円滑・迅速な処理体制の整備	P. 111
8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	災害時における被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の円滑な受入体制の確保 P. 113	P. 113
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	無形文化財の保護 松本城南・西外堀復元事業 文化財施設の耐震化等	P. 115
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	住宅対策（応急仮設住宅の整備）	P. 119
8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	風評被害等の防止に向けた正確な情報収集と発信 海外誘客事業 被災農業者への金融支援	P. 121
9 観光地や文化財が保全される		P. 123
● 9-1 文化財等の被災による、観光客等の死傷者の発生	文化財施設の耐震化等 上高地防災対策	P. 123
● 9-2 後世に残すべき貴重な文化遺産の被災	文化財施設の耐震化等 松本城南・西外堀復元事業	P. 125

ページの見方



1 - 1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

施策を再掲している起きてはならない最悪の事態の番号を記載しています。

推進方針（施策の方向性）

施策 住宅、建築物の耐震化

再掲 7-2

- 松本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに沿った取組みを着実に進めることにより、住宅の耐震化率向上を図ります。
- 「松本市耐震改修促進計画（第3期）（R3～R7）」に沿った取組みを着実に進めることにより、特定既存耐震不適格建築物※の耐震化率向上を図ります。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化路線の指定に向けた検討を継続します。また、ブロック塀等の転倒防止、狭い道路の拡幅整備等による総合的な安全対策を図ります。
- 地震等災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭い道路整備等促進事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等の推進を図ります。

主な事業

- ・住宅、建築物耐震診断
- ・住宅、建築物耐震改修促進

建築指導課、住宅課
建築指導課、住宅課

施策の推進方針を記載しています。

施策 幹線道路網の整備

再掲 2-1、2-2、2-4、5-2、6-4

- 防災の観点から、電線管理者と電線の地中化について検討を行い、道路整備の推進を図ります。
- 災害時、緊急輸送路※としての通行機能を確保するため、幹線的な市道の整備を推進するとともに長寿命化修繕計画に基づき道路の重要構造物である橋梁の計画的な修繕を進めます。

主な事業

- ・橋梁の長寿命化修繕
- ・幹線道路の整備

建設課
建設課

施策の推進方針に基づく主な事業を記載しています。

1 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 住宅、建築物の耐震化

再掲 7-2

- 住宅の耐震化率は、約88%（R2）で、92%（R7）の目標達成に向けた取組みが必要ですが、「後継者がいない」「高齢化による資金不足」などの理由により、耐震診断を行っていない住宅や、診断はしたもののに耐震改修に至らない住宅が多く残っている状況です。
- 特定既存耐震不適格建築物※の耐震化率は、約88%（R2）で、95%（R7）の目標達成に向けた取組みが必要ですが、耐震診断・耐震改修の費用が高額に上ることなどの理由により、耐震化が十分に進んでいない状況です。
- 地震により建物等が倒壊すると、住民の避難や緊急車両の通行に支障が生じるおそれがあることから、通行を確保するため、沿道建築物の耐震化等による対策を進める必要があります。
- 市民の生命・財産を守り、安全で安心してゆとりをもって暮らせるまちをつくるため、既存建築物の耐震化等による対策を一層進める必要があります。

現在の水準を示す指標

住宅の耐震化率	88% (R2)
特定既存耐震不適格建築物※の耐震化率	88% (R2)

施策 幹線道路網の整備

再掲 2-1、2-2、2-4、5-2、6-4

- 地震の際に倒れて幹線道路を遮断する可能性がある電柱について、現在、市街地の幹線道路等の整備において電線の地中化が行われていますが、今後、防災の観点から、地中化の検討を含め、道路整備を進める必要があります。
- 災害時、緊急輸送路※としての通行機能が確保できるよう、幹線的な市道の整備を推進するとともに、長寿命化修繕計画に基づき道路の重要構造物である橋梁の計画的な修繕を進める必要があります。

現在の水準を示す指標

都市計画道路の整備率	42% (R2)
無電柱化率(中心市街地の対象道路の整備率)	29% (R2)
要補修橋梁の補修実施率（橋長5m以上）	56% (R2)

▶ 用語

特定既存耐震不適格建築物 昭和56年5月31日以前に着工して建築された、学校、病院、百貨店、事務所など、多数の人が利用する一定規模以上の建築物
 緊急輸送路 大規模な地震等の災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路

推進方針（施策の方向性）

施策 住宅、建築物の耐震化

再掲 7-2

- 松本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに沿った取組みを着実に進めることにより、住宅の耐震化率向上を図ります。
- 「松本市耐震改修促進計画（第3期）（R3～R7）」に沿った取組みを着実に進めることにより、特定既存耐震不適格建築物※の耐震化率向上を図ります。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化路線の指定に向けた検討を継続します。また、ブロック塀等の転倒防止、狭い道路の拡幅整備等による総合的な安全対策を図ります。
- 地震等災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭い道路整備等促進事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等の推進を図ります。

主な事業

- | | |
|---------------|-----------|
| ・住宅、建築物耐震診断 | 建築指導課、住宅課 |
| ・住宅、建築物耐震改修促進 | 建築指導課、住宅課 |

施策 幹線道路網の整備

再掲 2-1、2-2、2-4、5-2、6-4

- 防災の観点から、電線管理者と電線の地中化について検討を行い、道路整備の推進を図ります。
- 災害時、緊急輸送路※としての通行機能を確保するため、幹線的な市道の整備を推進するとともに長寿命化修繕計画に基づき道路の重要構造物である橋梁^{りょう}の計画的な修繕を進めます。

主な事業

- | | |
|----------------------------|-----|
| ・橋梁 ^{りょう} の長寿命化修繕 | 建設課 |
| ・幹線道路の整備 | 建設課 |

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 市有施設の耐震化

- 市有施設の耐震化については、おおむね目標の100%（R7）を達成する状況です。目標期間内に耐震化が困難な施設については、できるだけ早期に事業着手を行う必要があります。
- 災害時に指定避難所となる地区公民館については、35館中33館の耐震化が完了し、残りの2館も最寄り施設へ機能を移転しました。また、地区体育館等については、耐震化が完了していますが、非構造部材耐震化は、令和5年度までに完了する計画のため、計画を着実に実施する必要があります。
- 小中学校については、全て耐震化が完了していますが、つり天井などの屋内非構造部材についても計画に基づき耐震化を進める必要があります。
- 公立幼稚園・保育園については、全て耐震化が完了しています。今後は、建物の老朽化や劣化に対し適切な時期に修繕等を行い、併せてユニバーサルデザイン化、省エネ化、省資源化を推進し、建物の長寿命化を進める必要があります。
- 児童館・児童センターについては、27館中24館は耐震化が完了し、残り3館の木造児童館は、建設から40年以上経過し、老朽化しているため、建替えの検討が必要です。その他、放課後児童クラブ室の5館は耐震化がされています。
- 公立幼稚園・保育園、児童館・児童センター等については、地震火災対策を含めた危機管理マニュアルが作成されており、引き続き、地震や火災等を想定した避難訓練を実施する必要があります。
- 市営住宅については、老朽化した建物があるため、解体事業を進める必要があります。

現在の水準を示す指標

市有施設耐震化率	97% (R2)
地区公民館 施設耐震化率	100% (H29)
地区体育館等 施設耐震化率	100% (H29)
地区体育館等 非構造部材耐震化率	80% (R2)
学校施設構造部材 耐震化率	100%
学校施設屋内非構造部材 耐震化率	94% (R2)
長寿命化改良事業の実施校率	0% (R2)
幼稚園、保育園 施設耐震化率	100% (R2)
市立児童館、児童センター 施設耐震化率	92% (R2)
市営住宅耐震化率	88% (R2)

推進方針（施策の方向性）

施策 市有施設の耐震化

- 目標期間内に耐震化が困難な市有施設については、できるだけ早期の事業着手を図ります。
- 地区体育館等の非構造部材耐震化は、令和5年度までに完了する予定となっており、計画の着実な実施に努めます。
- 小中学校のつり天井などの室内非構造部材については、計画的に耐震化を進めます。
- 公立幼稚園・保育園については、建物の老朽化や劣化に対し適切な時期に修繕等を行い、併せてユニバーサルデザイン化、省エネ化、省資源化を推進し、建物の長寿命化を進めます。
- 老朽化している小規模木造施設の児童館・児童センターについては、改築等の検討を進めます。
- 公立保育園、児童館・児童センター等については、地震火災対策を含めた危機管理マニュアルに基づき、地震や火災等を想定した避難訓練を引き続き実施します。
- 市営住宅は令和7年度までの耐震化目標として100%にするために建物の解体事業を推進します。

主な事業

- | | |
|---------------------|---------|
| ・地区体育館等の耐震化 | スポーツ推進課 |
| ・地区体育館等非構造部材の耐震化 | スポーツ推進課 |
| ・学校施設室内非構造部材の耐震化 | 学校教育課 |
| ・長寿命化改良事業及び改築事業 | 学校教育課 |
| ・市立児童館、児童センター改築、耐震化 | こども育成課 |
| ・市営住宅の耐震化 | 住宅課 |

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 文化財施設の耐震化等

再掲 8-3、9-1、9-2

- 国宝松本城天守及び国宝旧開智学校校舎を貴重な文化財として後世に引き継ぐとともに、訪れる大勢の観光客の安全を守るために、文化的価値を損なわないよう留意し、耐震化事業を進める必要があります。
- 文化財として、また社会教育施設として大勢の市民が利用する重要文化財旧松本高等学校校舎の耐震化事業については、利用者の安全が確保できるよう、耐震性能を満たしながら文化的価値を損なわない補強案を検討し、事業を進める必要があります。
- 文化財建造物の防災体制強化のため、既存防災設備の更新と必要な設備の新設を図る必要があります。
- 国の特別天然記念物「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」の指定地内に、崩落が進み、温泉施設や観光客に被害を与えるおそれがある箇所があります。

現在の水準を示す指標

国宝松本城耐震診断執行率	100% (H28)
天守防災施設整備工事進捗率	25% (R2)
国宝旧開智学校校舎耐震対策事業 進捗率	20% (R2)
国宝旧開智学校校舎防災対策事業 進捗率	10% (R2)
重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業 進捗率	40% (R2)

施策 高齢者施設等の耐震化等

- 災害時、高齢者施設等では、自力で避難することが困難な高齢者等が多く利用していることから、高齢者施設等の安全性の確保を促進する必要があります。

現在の水準を示す指標

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実積件数	21 件 (H24～R2)
-------------------------	---------------

推進方針（施策の方向性）

施策 文化財施設の耐震化等

再掲 8-3、9-1、9-2

- 国宝松本城天守及び国宝旧開智学校校舎を貴重な文化財として後世に引き継ぐとともに、訪れる大勢の観光客の安全を守るため、文化的価値を損なわないよう留意し、耐震化事業を進めます。
- 文化財として、また社会教育施設として大勢の市民が利用する重要文化財旧松本高等学校校舎の耐震化事業については、利用者の安全が確保できるよう、耐震性能を満たしながら文化的価値を損なわない補強案を検討し、事業を進めます。
- 文化財建造物の防災体制強化のため、既存防災設備の更新と必要な設備の新設を図ります。
- 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画に基づき、崩落防止工事等の現状変更について、関係機関と十分な事前協議を行い、関係法令・各計画との調整を図り、本特別天然記念物の保存と活用のバランスを図ります。

主な事業

- | | |
|-----------------------|-------|
| ・国宝松本城天守耐震対策事業 | 文化財課 |
| ・松本城防災設備整備事業 | 文化財課 |
| ・国宝旧開智学校校舎耐震対策事業 | 博物館 |
| ・国宝旧開智学校校舎防災対策事業 | 博物館 |
| ・重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業 | 生涯学習課 |
| ・白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業 | 文化財課 |

施策 高齢者施設等の耐震化等

- 災害時、高齢者施設等では、自力で避難することが困難な高齢者等が多く利用していることから、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付対象事業を基本とする防災・減災等をすすめ、安全性の確保を促進します。

主な事業

- | | |
|------------------------|-------|
| ・高齢者施設等の耐震化整備事業 | 高齢福祉課 |
| ・高齢者施設等の非常用自家発電整備事業 | 高齢福祉課 |
| ・高齢者施設等の水害対策改修等事業 | 高齢福祉課 |
| ・高齢者施設等のブロック塀等の改修事業 | 高齢福祉課 |
| ・高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業 | 高齢福祉課 |

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 バランスの取れた土地利用等

再掲 1-2、7-1、7-2

- 管理不全空家※等は、適正管理の必要性について周知を図る必要があります。また、老朽危険空家※（特定空家※等）については、所有者による解体を促進する必要があります。

現在の水準を示す指標

老朽危険空家※等除却費補助制度を利用した空家等の除却件数	2 件 (R2)
------------------------------	----------

施策 都市計画

再掲 1-2、7-1

- 市街地で大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊、道路の閉塞、火災の延焼など様々な被害が発生するおそれがあることから、災害危険度判定調査の結果を踏まえた震災対策に加え、近年激甚化する風水害等に対する災害リスクを考慮し、防災都市づくり計画を改定して災害に強い安全・安心なまちづくりを推進する必要があります。

- 緑による都市の防災機能を高めるため、まちなかの緑を増やすグリーンインフラ※等の取組みを進める必要があります。

- 災害に強いまちづくりを進めるため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業を推進する必要があります。

現在の水準を示す指標

総合危険度4の街区割合	8% (R1)
総合危険度5の街区割合	3% (R1)

施策 消防団の充実強化

再掲 1-2、1-3、1-4、2-3、7-1、7-3、7-6

- 消防団員の確保が難しい状況を踏まえ、新規消防団員の確保に努めるとともに、消防団施設及び消防車両・設備の充実を継続して進める必要があります。

現在の水準を示す指標

消防団員数	1,887 人 (R2)
-------	--------------

▶ 用語

管理不全空家 空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する、居住その他の使用がされていないことが常態である建築物又はこれに付属する工作物及びその敷地のこと。この空家等のうち、所有者等による適切な管理が行われておらず、建物の破損、ごみの放置、敷地内の雑草や樹木の繁茂等により、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空家を指す。**老朽危険空家** 松本市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱第2条第2項に規定する、市内に所在する空家等のうち、特定空家等及び特定空家等に準ずるものとして市長が認めるものをいう。老朽危険空家等に認定された空家等は、除却費補助金の交付対象となる。**特定空家等** 空家等（管理不全空家参照）のうち、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態等のものを指す（同法第2条第2項）。**グリーンインフラ** グリーンインフラストラクチャー（Green Infrastructure）の略で、単一目的で整備するグレーインフラとは異なり、社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組み。計画から整備、維持管理に至るまで、公民が連携し多様な主体が共同で取り組むことにより、新たなコミュニティの創出にもつながる。ポイント① 水やみどり、土などの自然の機能を活かしたインフラ。ポイント② 環境、経済、社会の複数の課題解決に資するインフラ。ポイント③ 新たなコミュニティの創出につながるインフラ

推進方針（施策の方向性）

施策 バランスの取れた土地利用等

再掲 1-2、7-1、7-2

- 「松本市空家等対策計画」に基づき、管理不全空家※等への対策として、所有者等に空家等の現状を伝え、自発的な改善について意識の醸成や理解増進に努めるとともに、老朽危険空家※等除却費補助金制度を運用し、所有者による解体の促進を図ります。

主な事業

- ・空き家対策事業

住宅課

施策 都市計画

再掲 1-2、7-1

- 市街地で大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊、道路の閉塞、火災の延焼など様々な被害を想定して、災害危険度判定調査の結果を踏まえた震災対策に加え、近年激甚化する風水害等に対する災害リスクを考慮し、防災都市づくり計画を改定して災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。
- 緑による都市の防災機能を高めるため、まちなかの緑を増やすグリーンインフラ※等の取組みを進めます。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業を推進します。

主な事業

- ・防災都市づくり計画

都市計画課

施策 消防団の充実強化

再掲 1-2、1-3、1-4、2-3、7-1、7-3、7-6

- 消防団の待遇改善や団員の負担軽減等、時代に即した消防団への改革を進め、消防団に対する社会的理解を深めながら団員数の確保に努めます。また、消防団施設及び消防車両・設備の整備を継続して進めます。

主な事業

- ・消防団車両の更新
- ・消防団詰所の改築

消防防災課

消防防災課

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

自主防災組織の育成強化

再掲 1-2、1-5、2-3、7-1

- 自主防災組織の結成率は、100%に近づきつつありますが、小規模な町会は結成が難しい状況もあるため、結成の支援策を講じるとともに、防災活動支援補助金についてより活用しやすい制度への見直しを検討する必要があります。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時から自主防災組織の活動や訓練等を通じて市民の防災意識向上に努め、自助・共助・公助による体制を構築していく必要があります。

現在の水準を示す指標

自主防災組織の結成率	99% (R2)
自主防災組織のうち、年1回以上防災訓練を実施している組織の割合	26% (H29～R元の平均値)

施策

学校における防災教育の充実

- 防災に関するソフト面からの対応は重要であり、小中学生への防災教育に当たっては、身近な災害事例を取り上げるなど、内容を工夫するとともに、家庭でも防災について話し合う機会となるよう、進める必要があります。

推進方針（施策の方向性）

施策　自主防災組織の育成強化

再掲 1-2、1-5、2-3、7-1

○小規模な町会は自主防災組織の結成が難しい状況であるため、結成支援策の実施や、より活用しやすい防災活動支援補助金への見直しを図ります。

○自主防災組織の活動や訓練等を通じて市民の防災意識向上に努め、防災活動支援補助金の活用を促進して、「自助」、「共助」、「公助」による体制の構築を進めます。

主な事業

- | | |
|--------------------|-------|
| ・自主防災組織防災活動支援補助金交付 | 危機管理課 |
|--------------------|-------|

施策　学校における防災教育の充実

○防災に関するソフト面からの対応は重要であり、小中学生への防災教育に当たっては、身近な災害事例を取り上げるなど、内容を工夫するとともに、家庭でも防災について話し合う機会となるよう、引き続き防災教育の充実に努めます。

主な事業

- | | |
|----------------|-------|
| ・学校における防災教育の充実 | 学校教育課 |
|----------------|-------|

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

1-2

密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

消防水利の確保

再掲 7-1

○地震に伴う大規模火災に対応できる消防水利を確保する必要があります。

現在の水準を示す指標

耐震性貯水槽の整備数

71 基 (R2)

施策

消防団の充実強化

再掲 1-1、1-3、1-4、2-3、7-1、7-3、7-6

○消防団員の確保が難しい状況を踏まえ、新規消防団員の確保に努めるとともに、消防団施設及び消防車両・設備の充実を継続して進める必要があります。

現在の水準を示す指標

消防団員数

1,887 人 (R2)

施策

自主防災組織の育成強化

再掲 1-1、1-5、2-3、7-1

○自主防災組織の活動や訓練等を通じて市民の防災意識向上に努め、自助・共助・公助による体制を構築していく必要があります。

現在の水準を示す指標

自主防災組織の結成率

99% (R2)

自主防災組織のうち、年1回以上防災訓練を実施している組織の割合

26%

(H29～R元の平均値)

施策

都市計画

再掲 1-1、7-1

○緑による都市の防災機能を高めるため、まちなかの緑を増やすグリーンインフラ等の取組みを進める必要があります。

○災害に強いまちづくりを進めるため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業を推進する必要があります。

現在の水準を示す指標

総合危険度4の街区割合

8% (R1)

総合危険度5の街区割合

3% (R1)

▶ 用語

グリーンインフラ グリーンインフラストラクチャー (Green Infrastructure) の略で、単一目的で整備するグレーインフラとは異なり、社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組み。計画から整備、維持管理に至るまで、公民が連携し多様な主体が共同で取り組むことにより、新たなコミュニティの創出にもつながる。ポイント① 水やみどり、土などの自然の機能を活かしたインフラ。ポイント② 環境、経済、社会の複数の課題解決に資するインフラ。ポイント③ 新たなコミュニティの創出につながるインフラ

推進方針（施策の方向性）

施策 消防水利の確保

再掲 7-1

○地震による災害危険度判定調査の総合危険レベルが4、5の密集市街地等において耐震性貯水槽の整備を進めます。

主な事業

- ・消火栓及び耐震性貯水槽の整備

消防防災課

施策 消防団の充実強化

再掲 1-1、1-3、1-4、2-3、7-1、7-3、7-6

○消防団の処遇改善や団員の負担軽減等、時代に即した消防団への改革を進め、消防団に対する社会的理解を深めながら団員数の確保に努めます。また、消防団施設及び消防車両・設備の整備を継続して進めます。

主な事業

- ・消防団車両の更新
- ・消防団詰所の改築

消防防災課

消防防災課

施策 自主防災組織の育成強化

再掲 1-1、1-5、2-3、7-1

○自主防災組織の活動や訓練等を通じて市民の防災意識向上に努め、防災活動支援補助金の活用を促進して、「自助」、「共助」、「公助」による体制の構築を進めます。

主な事業

- ・自主防災組織防災活動支援補助金交付

危機管理課

施策 都市計画

再掲 1-1、7-1

○緑による都市の防災機能を高めるため、まちなかの緑を増やすグリーンインフラ等の取組みを進めます。

○災害に強いまちづくりを進めるため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業を推進します。

主な事業

- ・防災都市づくり計画

都市計画課

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

バランスの取れた土地利用

再掲 1-1、7-1、7-2

○管理不全空家※等は、適正管理の必要性について周知を図る必要があります。また、老朽危険空家※（特定空家等※）については、所有者による解体を促進する必要があります。

現在の水準を示す指標

老朽危険空家※等除却費補助制度を利用した空家等の除却件数

2 件 (R2)

▶ 用語

管理不全空家 空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する、居住その他の使用がされていないことが常態である建築物又はこれに付属する工作物及びその敷地のこと。この空家等のうち、所有者等による適切な管理が行われておらず、建物の破損、ごみの放置、敷地内の雑草や樹木の繁茂等により、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空家を指す。**老朽危険空家** 松本市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱第 2 条第 2 項に規定する、市内に所在する空家等のうち、特定空家等及び特定空家等に準ずるものとして市長が認めるものをいう。老朽危険空家等に認定された空家等は、除却費補助金の交付対象となる。**特定空家等** 空家等（管理不全空家参照）のうち、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態等のものを指す（同法第 2 条第 2 項）

推進方針（施策の方向性）

施策

バランスの取れた土地利用

再掲 1-1、7-1、7-2

○「松本市空家等対策計画」に基づき、管理不全空家※等への対策として、所有者等に空家等の現状を伝え、自発的な改善について意識の醸成や理解増進に努めるとともに、老朽危険空家等除却費補助金制度を運用し、所有者による解体の促進を図ります。

主な事業

- ・空き家対策事業

住宅課

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

1-3

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者
者の発生

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 松本市ハザードマップの作成、配布

再掲 1-4、7-3、7-6

○洪水発生時の浸水想定区域を掲載したハザードマップは、全世帯・全事業所に配布されていますが、市民にハザードマップの活用方法や災害時の避難方法などについて繰り返し周知を図るなど、ハード面とともに、ソフト面の対策も一層進める必要があります。なお、今後の洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域の見直しに伴い、適宜更新していく必要があります。

○災害リスクを三次元地図として可視化したより分かりやすい3D都市モデルでのハザードマップについて、市民へ周知する必要があります。

現在の水準を示す指標

「計画規模」ハザードマップ作成率	100% (H26)
「想定最大規模」ハザードマップ作成率	100% (R3)

施策 河川水路網の整備

施策 雨水渠の整備

○奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、長野県は河川改修を計画的に実施していますが、特に危険度の高い田川中流域や薄川下流域について、引き続き整備促進を図る必要があります。

○近年の集中豪雨や都市化による降雨時の出水量の増加により、^{いつ}溢水等が発生していますが、大規模水害を未然に防ぐためには、河川水路網の整備を推進するとともに、雨水渠や雨水貯留管等、排水施設の総合的な整備を進める必要があります。

現在の水準を示す指標

雨水排水区域面積の整備率	19% (R2)
--------------	----------

施策 消防団の充実強化

再掲 1-1、1-2、1-4、2-3、7-1、7-3、7-6

○消防団員の確保が難しい状況を踏まえ、新規消防団員の確保に努めるとともに、消防団施設及び消防車両・設備の充実を継続して進める必要があります。

現在の水準を示す指標

消防団員数	1,887人 (R2)
-------	-------------

推進方針（施策の方向性）

施策 松本市ハザードマップの作成、配布 再掲 1-4、7-3、7-6

○自分の周りには、どのような災害リスクがあるのかを知り、適切な避難行動がおこせるよう、マイタイムライン※の作成や最新のハザードマップ活用等による、災害に対する意識醸成のソフト対策を推進します。

主な事業

- | | |
|-------------------|-------|
| ・松本市ハザードマップの作成、配布 | 消防防災課 |
|-------------------|-------|

施策 河川水路網の整備 施策 雨水渠の整備

○奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、長野県は河川改修を計画的に実施していますが、特に危険度の高い田川中流域や薄川下流域について、引き続き整備促進を図ります。

○近年の集中豪雨や都市化による降雨時の出水量の増加により、^{いづ}溢水等が発生していますが、大規模水害を未然に防ぐためには、河川水路網の整備を推進するとともに、雨水渠や雨水貯留管等、排水施設の総合的な整備を進めます。

主な事業

- | | |
|-----------|-----|
| ・河川水路網の整備 | 建設課 |
| ・雨水渠の整備 | 建設課 |

施策 消防団の充実強化 再掲 1-1、1-2、1-4、2-3、7-1、7-3、7-6

○消防団の処遇改善や団員の負担軽減等、時代に即した消防団への改革を進め、消防団に対する社会的理解を深めながら団員数の確保に努めます。また、消防団施設及び消防車両・設備の整備を継続して進めます。

主な事業

- | | |
|-----------|-------|
| ・消防団車両の更新 | 消防防災課 |
| ・消防団詰所の改築 | 消防防災課 |

▶ 用語

マイタイムライン 住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、取りまとめるもの

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 松本市ハザードマップの作成、配布

再掲 1-3、7-3、7-6

○洪水発生時の浸水想定区域を掲載したハザードマップは、全世帯・全事業所に配布されていますが、市民にハザードマップの活用方法や災害時の避難方法などについて繰り返し周知を図るなど、ハード面とともに、ソフト面の対策も一層進める必要があります。なお、今後の洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域の見直しに伴い、適宜更新していく必要があります。

○災害リスクを三次元地図として可視化したより分かりやすい3D都市モデルでのハザードマップについて、市民へ周知する必要があります。

現在の水準を示す指標

「計画規模」ハザードマップ作成率	100% (H26)
「想定最大規模」ハザードマップ作成率	100% (R3)

施策 市民への情報伝達手段の多重化

再掲 4-1、4-2、4-3、7-3、7-6

○避難指示等の発令基準をより明確にし、土砂災害警戒区域ごとに速やかに情報を伝達できるよう、情報伝達体制を確立する必要があります。

現在の水準を示す指標

Jアラート※自動起動、緊急速報メールの整備率	100% (H25)
同報系デジタル防災行政無線等の整備率	99% (R2)
移動系防災無線の配備率	100% (H27)

施策 焼岳・乗鞍岳火山防災対策

再掲 7-3

○焼岳小屋の改築整備事業を令和2年に凍結し、シェルター機能を持った山小屋としての再整備が困難となったことに伴い、避難施設としての施設整備の再検討を進めていく必要があります。

○市が指定した避難促進施設において、円滑な避難ができるよう、関係者が連携し、対策に取り組む必要があります。

現在の水準を示す指標

焼岳火山防災計画	策定済
----------	-----

▶ 用語

Jアラート 全国瞬時警報システム。弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム

推進方針（施策の方向性）

施策 松本市ハザードマップの作成、配布 再掲 1-3、7-3、7-6

施策【松本市ハザードマップの作成、配布】再掲 1-3、7-3、7-6

○自分の周りには、どのような災害リスクがあるのかを知り、適切な避難行動がおこせるよう、マイタイムライン※の作成や最新のハザードマップ活用等による、災害に対する意識醸成のソフト対策を推進します。

主な事業

- | | |
|-------------------|-------|
| ・松本市ハザードマップの作成、配布 | 消防防災課 |
|-------------------|-------|

施策 市民への情報伝達手段の多重化 再掲 4-1、4-2、4-3、7-3、7-6

○避難情報発令の際に適切な避難行動をとるには、日頃から自分の周りの災害リスクを理解していることが重要であることから、警戒区域内の住民等に対する個別の周知や、避難行動につながる具体的なメッセージの発信等、効果的な情報伝達の構築を進めます。

主な事業

- | | |
|--------------------|--------|
| ・同報系デジタル防災行政無線等の整備 | 消防防災課 |
| ・移動系防災無線の整備 | 消防防災課 |
| ・CATV設備等老朽化対策事業 | DX推進本部 |

施策 焼岳・乗鞍岳火山防災対策 再掲 7-3

○焼岳エリアにおける避難施設の整備を再検討します。

○避難促進施設における避難確保計画の策定、見直し、訓練の実施について支援をします。

主な事業

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ・焼岳・乗鞍岳火山防災対策事業 | 危機管理課、
アルプスリゾート整備本部 |
|-----------------|------------------------|

▶ 用語

マイタイムライン 住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、取りまとめるもの

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

上高地防災対策

再掲 4-3、7-3、9-1

- 国際的な観光地である上高地は、外部へ通ずる道路が1本しかなく、焼岳の噴火や土砂災害により道路が遮断されると孤立するため、通信・情報提供機能の充実、避難・誘導・救助方法の確立、指定緊急避難場所の指定、上高地消防隊の防災拠点整備等、ソフト・ハード両面で対策を進める必要があります。
- 上高地の観光客等を拠点地区（徳沢、横尾地区）へ避難させるとともに、傷病者の搬送等を迅速に行うため、徳沢－横尾間に管理用道路及び車道橋を整備する必要があります。
- 徳沢－横尾間まで電源・光ケーブルを埋設することにより、通信・情報伝達機能を整備し、観光客・登山者に向けた迅速な避難体制を構築する必要があります。
- 上高地内の指定避難所の収容数には限りがあるため、孤立した場合を想定した宿泊施設との協力体制を構築する必要があります。

現在の水準を示す指標

防災拠点の整備率	100%(H27)
接続拠点の稼働率	100%(H26)
携帯電話基地局の稼働率	100% (R2)
公衆無線LANアクセスポイントの稼働率	常時利用可能(R2)
上高地徳沢～横尾 道路・車道橋整備率	0% (R2)
上高地徳沢～横尾 光ケーブルの延長率	100% (R1)
上高地徳沢～横尾 埋設工事による電力・光ケーブルの延長率	0% (R2)

施策

消防団の充実強化

再掲 1-1、1-2、1-3、2-3、7-1、7-3、7-6

- 消防団員の確保が難しい状況を踏まえ、新規消防団員の確保に努めるとともに、消防団施設及び消防車両・設備の充実を継続して進める必要があります。

現在の水準を示す指標

消防団員数	1,887人 (R2)
-------	-------------

推進方針（施策の方向性）

施策 上高地防災対策

再掲 4-3、7-3、9-1

- 焼岳の噴火や土砂災害による孤立を想定して、通信・情報提供機能の充実、避難・誘導・救助方法の確立、指定緊急避難場所の指定及び上高地消防隊の防災拠点整備など、ソフト・ハード両面から対策を進めます。
- 関係機関、関係府省庁、地元関係者と連携を図り、徳沢－横尾間に管理用道路及び車道橋の整備を進めます。
- 徳沢－横尾間まで電源・光ケーブルを埋設することにより、通信・情報伝達機能を整備し、観光客・登山者に向けた迅速な避難体制の構築を推進します。
- 上高地内の指定避難所の収容数には限りがあるため、孤立した場合を想定した宿泊施設との協力体制の構築に努めます。

主な事業

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・上高地消防隊防災拠点の整備 | 消防防災課 |
| ・上高地への災害情報通信手段の確保 | 消防防災課 |
| ・上高地携帯電話不感エリア対策 | DX推進本部 |
| ・上高地対策公衆無線LAN整備 | DX推進本部 |
| ・上高地徳沢～横尾の管理用道路整備 | アルプスリゾート整備本部 |
| ・上高地徳沢～横尾の電源、光ケーブル敷設 | アルプスリゾート整備本部 |

施策 消防団の充実強化

再掲 1-1、1-2、1-3、2-3、7-1、7-3、7-6

- 消防団の待遇改善や団員の負担軽減等、時代に即した消防団への改革を進め、消防団に対する社会的理解を深めながら団員数の確保に努めます。また、消防団施設及び消防車両・設備の整備を継続して進めます。

主な事業

- | | |
|-----------|-------|
| ・消防団車両の更新 | 消防防災課 |
| ・消防団詰所の改築 | 消防防災課 |

起きてはならない最悪の事態

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 除融雪業務の充実強化

- 大雪の際でも市民の足となる路線バスが通行できるよう、道路幅員を確保する必要があります。
- 大雪の際、除融雪作業に支障が生じないよう計画的に機械の更新を図り、作業効率を向上させる必要があります。

施策 自主防災組織の育成強化

再掲 1-1、1-2、2-3、7-1

- 行政が全ての道路等の除雪をすることは困難であるため、自主防災組織などによる除雪体制の整備を促進する必要があります。

現在の水準を示す指標

自主防災組織の結成率	99% (R2)
自主防災組織のうち、年1回以上防災訓練を実施している組織の割合	26% (H29～R元の平均値)

推進方針（施策の方向性）

施策 除融雪業務の充実強化

- バス路線の除雪を優先して、道路幅員の確保を図ります。
- 大雪の際、除融雪作業に支障が生じないよう計画的に機械の更新を図り、作業効率の向上を図ります。

主な事業

- | | |
|---------------------|-----|
| ・バス路線確保のための除雪機械貸与事業 | 維持課 |
| ・機動力確保のための除融雪機械更新事業 | 維持課 |

施策 自主防災組織の育成強化

再掲 1-1、1-2、2-3、7-1

- 防災活動支援補助金による除雪機の購入補助を継続し、自主防災組織などによる除雪体制の整備について促進します。

主な事業

- | | |
|--------------------|-------|
| ・自主防災組織防災活動支援補助金交付 | 危機管理課 |
|--------------------|-------|

事前に備えるべき目標

- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

2-1

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

幹線道路網の整備

再掲 1-1、2-2、2-4、5-2、6-4

- 災害時には、市外からの物資供給が長期間停止したり、孤立する地区が発生する可能性があるため、国道19号拡幅、中部縦貫自動車道の建設及び国道158号の整備を国、長野県と共に促進する必要があります。また、道路交通ネットワークを確立し、災害時の緊急輸送路[※]としての機能が確保できるよう、長寿命化修繕計画に基づき道路の重要構造物である橋梁^{りょう}の計画的な修繕及び幹線的な市道の整備を推進する必要があります。
- 市内中心部は、城下町のため道路幅が狭く、災害時に緊急輸送路[※]となる道路の確保が困難な状況であり、災害時の交通ネットワークとして市街地の幹線道路の整備を推進する必要があります。特に、国道19号から災害対策の拠点施設となる市役所までの都市計画道路内環状北線については、整備を推進する必要があります。

現在の水準を示す指標

要補修橋梁 ^{りょう} の補修実施率（橋長5m以上）	56% (R2)
都市計画道路の整備率	42% (R2)
市道内環状北線整備供用開始率	77% (R2)
市道内環状北線整備用地進捗率	95% (R2)

施策

上水道施設の耐震化等

再掲 2-4、6-2

- 地震発生時に水道施設への被害を最小限に抑え、被災した水道施設の復旧を迅速に行い、早期に水道水の供給が必要と考えられる①災害対応病院、②医療救護所、③公的施設等への給水ルートを確保するため、基幹管路の耐震化を計画的に進める必要があります。
- 地震発生時に水道水を確保するため、自己水源施設、送水管、配水地など基幹施設の耐震化を計画的に進める必要があります。

現在の水準を示す指標

耐震化進捗率（施設）	46% (R2)
耐震化適合率（管路）	37% (R2)

▶ 用語

緊急輸送路 大規模な地震等の災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路

推進方針（施策の方向性）

施策 幹線道路網の整備

再掲 1-1、2-2、2-4、5-2、6-4

○災害時の緊急輸送路[※]としての機能維持と道路交通ネットワークを確保するため、国道19号の拡幅、中部縦貫自動車道の建設及び国道158号の整備を国、長野県と共に促進します。また、道路の重要構造物である橋^{りょう}の計画的な修繕及び幹線的な市道の整備を推進します。

○災害時の交通ネットワークとして市街地の幹線道路の整備を推進します。特に、国道19号から災害対策の拠点施設となる市役所までの都市計画道路内環状北線について、整備を推進します。

主な事業

- | | |
|---------------------------|-------|
| ・橋 ^{りょう} の長寿命化修繕 | 建設課 |
| ・幹線道路の整備 | 建設課 |
| ・国道19号松本拡幅 | 建設総務課 |
| ・国道158号奈川渡改良 | 建設総務課 |
| ・松本波田道路（中部縦貫道） | 建設総務課 |
| ・県道内環状南線整備 | 建設総務課 |
| ・市道内環状北線整備 | 建設課 |

施策 上水道施設の耐震化等

再掲 2-4、6-2

○地震発生時の被害を最小限に抑え、早期に水道水の供給が必要となる①災害対応病院、②医療救護所、③公的施設等への給水ルートを確保するため、基幹管路の耐震化を計画的に進めます。

○地震発生時に水道水を確保するため、自己水源施設、送水管、配水池など基幹施設の耐震化を計画的に進めます。

主な事業

- | | |
|---------|------|
| ・上水道耐震化 | 上水道課 |
|---------|------|

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 再生可能エネルギーの最大限の導入

再掲 5-1、6-1

- 2050ゼロカーボン※シティの実現に向け、避難所等を含む公共施設、住宅や事業所などエネルギーを使用するあらゆる建物に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を図る必要があります。また、こうした再生可能エネルギーを災害時にも最大限活用できるように整備する必要があります。
- 更に、地域の特性に応じて、自立分散型エネルギーである再生可能エネルギーを核とした、災害に強いエネルギー供給体制の構築を目指す必要があります。

施策 避難所の機能充実

再掲 2-2、2-6

- 全ての指定避難所で自家発電機等の整備及び投光器の配備が完了していますが、再生可能エネルギーの活用を踏まえた避難所におけるエネルギーの供給について検討する必要があります。
- 避難所の把握や被災者の支援を迅速かつ効率的に行うため、システムの活用を検討する必要があります。
- 全ての指定避難所で非常用携帯トイレの配備が完了していますが、避難所の環境を更に充実させるため、仮設トイレ対策を進めるほか、女性や子供などの要配慮者※用の備蓄物資の更新を必要に応じて行う必要があります。また、プライバシー確保のための簡易間仕切り、避難ルーム等の備蓄について検討する必要があります。
- 災害時に避難所となる小中学校の体育館・校舎の防災機能を高めるため、太陽光発電設備を利用したコンセント、テレビ及び電話配線の設置、トイレの洋式化等が計画的に進められていますが、できるだけ早期に全ての小中学校で整備を完了する必要があります。
- 避難所の運営を円滑に行うためには、住民の協力が不可欠なため、住民代表を含めて避難所ごとの運営組織の構築を進め、避難所運営訓練等の実施や継続的な運営を支援する必要があります。

現在の水準を示す指標

発電機の整備率	100% (H28)
防災設備の充足率	41% (R2)
避難所運営委員会数	115 か所 (R2)

▶ 用語

ゼロカーボン 企業や家庭から出る二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分等と相殺して実質的な排出量をゼロにすること
要配慮者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の支援を要する方

推進方針（施策の方向性）

施策 再生可能エネルギーの最大限の導入

再掲 5-1、6-1

- 避難所等を含む市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 一般住宅への太陽光発電、定置型蓄電設備及び電気自動車等充給電設備の普及を図るため、既存住宅への設置を促進します。

- 地域マイクログリッド※の構築を検討します。

主な事業

- ・公共施設への再生可能エネルギーの率先導入 環境・地域エネルギー課
- ・住宅への太陽光発電、定置型蓄電設備及び電気自動車等充給電設備の普及 環境・地域エネルギー課

施策 避難所の機能充実

再掲 2-2、2-6

- 太陽光発電や電気自動車による給電の活用方法など、再生可能エネルギーの活用を踏まえた避難所におけるエネルギーの供給について検討します。

- 国が構築を予定している「クラウド型被災者支援システム」を含め、システムの活用について、検討します。

- 避難所の環境を更に充実させるため、仮設トイレ対策を進めるほか、女性や子供などの要配慮者※用の備蓄物資の更新を必要に応じて行います。また、プライバシー確保のための簡易間仕切り、避難ルーム等の備蓄について検討を行います。

- 災害時に避難所となる小中学校の体育館・校舎の防災機能を高めるため、太陽光発電設備を利用したコンセント、テレビ及び電話配線の設置、トイレの洋式化等を、できるだけ早期に全ての小中学校で整備を行います。

- 住民代表を含めて避難所ごとの避難所運営委員会の設立を進め、避難所運営訓練等の実施を推進します。また、継続的に運営できるよう、地域の実情や地域住民の要望を踏まえたきめ細やかな活動の支援を行います。

主な事業

- ・学校施設の避難所としての防災機能強化 学校教育課
- ・避難所運営委員会の設立促進 危機管理課

▶ 用語

マイクログリッド コミュニティの中に太陽光発電や小水力発電等の発電設備や蓄電池を設置し、電気の地産地消や防災利用を目指す小規模なエネルギーネットワークのこと

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 備蓄物資等の充実

再掲 2-2、2-6、5-3

- 災害時は、食糧や物資の入手が困難になる場合があり、各家庭内において、一週間分の食糧、水、携帯トイレなど最低限の生活用品、医薬品等を事前に準備しておくことが重要です。あらゆる機会を通じて備蓄を呼びかけ、家庭等での備蓄を促進する必要があります。
- 備蓄物資は、防災物資ターミナルでの集中備蓄と64か所の備蓄倉庫での分散備蓄を行っていますが、食糧については、引き続き計画的な更新を行う必要があります。
- 災害救援物資の集積拠点である防災物資ターミナルにおいて、物資の受入れや配送について、協定締結事業者と連携した訓練を実施するなど、運営体制を強化する必要があります。
- 自治体間の相互応援協定や食料・物資の供給に関する協定、要配慮者※に関わる福祉避難所※の協定など、68協定を締結していますが、予想される災害を踏まえ、必要に応じ協定締結先を増やす検討を行う必要があります。
- 災害協定等を締結している自治体や事業者とは、日頃から連絡を取り合うなど連携を深め、災害時に支援が速やかに行われるよう努める必要があります。
- 災害時にボランティアセンターとなる社会福祉協議会と連携し、連絡体制や情報提供体制を整えるなど、ボランティアの力が生かせるようにする必要があります。

現在の水準を示す指標

食糧充足率	100%(H28)
災害時応援協定締結数	68件(R2)

▶ 用語

要配慮者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の支援を要する方 福祉避難所 避難生活において一定の配慮を必要とする方を対象とした避難所。指定避難所等へ避難したあとに、そのまま指定避難所等で生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次的避難所とも呼ばれる

推進方針（施策の方向性）

施策 備蓄物資等の充実

再掲 2-2、2-6、5-3

- 出前講座、市広報、市ホームページなどあらゆる機会を通じて、一週間分の食糧、水、携帯トイレなど最低限の生活用品、医薬品等の備蓄を呼びかけ、家庭等での備蓄を促進します。
- 備蓄物資は、防災物資ターミナルでの集中備蓄と備蓄倉庫での分散備蓄を基本に、引き続き計画的な更新を行います。
- 防災物資ターミナルの運営について、「物資調達・輸送調整等支援システム」の操作研修や協定締結事業者と連携した訓練を実施し、体制の強化を推進します。
- 想定される災害を踏まえ、必要に応じ新たな協定の締結について検討を行います。
- 災害協定等を締結している自治体や事業者とは、日頃から連絡を取り合うなど連携を深め、災害時に支援が速やかに行われるよう努めます。
- 災害時にボランティアセンターとなる社会福祉協議会と連携し、連絡体制や情報提供体制を整えるなど、ボランティアの力が生かせるよう努めます。

主な事業

- | | |
|------------------|-------|
| ・非常用食料、物資の備蓄 | 危機管理課 |
| ・松本市防災物資ターミナルの運営 | 危機管理課 |
| ・災害時応援協定の締結 | 危機管理課 |

起きてはならない最悪の事態

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 幹線道路網の整備

再掲 1-1、2-1、2-4、5-2、6-4

- 合併による市域拡大により、災害時に長期にわたり孤立地区が発生する可能性があるため、整備方針に基づく幹線道路の整備を促進する必要があります。
- 災害時には、市外からの物資供給が長期間停止したり、孤立する地区が発生する可能性があるため、国道19号拡幅、中部縦貫自動車道の建設及び国道158号の整備を国、長野県と共に促進する必要があります。また、道路交通ネットワークを確立し、幹線的な市道の整備を推進するとともに長寿命化修繕計画に基づき道路の重要構造物である橋梁^{りょう}の計画的な修繕を進める必要があります。

現在の水準を示す指標

要補修橋梁 ^{りょう} の補修実施率（橋長5m以上）	56% (R2)
都市計画道路の整備率	42% (R2)
市道内環状北線整備供用開始率	77% (R2)
市道内環状北線整備用地進捗率	95% (R2)

施策 要配慮者^{*}の支援

再掲 2-4、2-6

- 松本市では、平成31年3月に「松本市避難行動要支援者^{*}名簿に関する条例」を制定し、拒否の申出がない限り、平常時から町会や民生・児童委員、自主防災組織など避難支援に携わる者に名簿情報を提供できるものとしました。今後は、地区や町会の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを庁内関係課や関係機関と連携して支援する必要があります。

現在の水準を示す指標

避難行動要支援者 [*] 名簿のうち平常時から名簿情報を提供できる割合	83% (R2)
--	----------

▶ 用語

要配慮者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の支援を要する方
避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生したときや発生するおそれがあるときに、自ら避難することが困難で特に支援を必要とする方
福祉避難所 避難生活において一定の配慮を必要とする方を対象とした避難所。指定避難所等へ避難したあとに、そのまま指定避難所等で生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次的避難所とも呼ばれる。

推進方針（施策の方向性）

施策 幹線道路網の整備 再掲 1-1、2-1、2-4、5-2、6-4

○合併による市域拡大により、災害時に長期にわたり孤立地区の発生する可能性があるため、整備方針に基づく幹線道路の整備を促進します。

○道路交通ネットワークを確保するため、国道19号の拡幅、中部縦貫自動車道の建設及び国道158号の整備を国、長野県と共に促進します。また、幹線的な市道の整備を推進するとともに長寿命化修繕計画に基づき道路の重要構造物である橋梁^{りょう}の計画的な修繕を進める必要があります。

主な事業

- | | |
|----------------------------|-------|
| ・橋梁 ^{りょう} の長寿命化修繕 | 建設課 |
| ・幹線道路の整備 | 建設課 |
| ・国道19号松本拡幅 | 建設総務課 |
| ・国道158号奈川渡改良 | 建設総務課 |
| ・松本波田道路（中部縦貫道） | 建設総務課 |
| ・県道内環状南線整備 | 建設総務課 |
| ・市道内環状北線整備 | 建設課 |

施策 要配慮者※の支援 再掲 2-4、2-6

○避難行動要支援者※名簿を活用するなどして、高齢者や障がい者など避難支援等に一定の配慮が必要な要配慮者※の地域における見守りや避難支援体制づくりを地域の実情に応じて推進します。

主な事業

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ・災害時要援護者支援プランの推進
福祉避難所※の拡充 | 福祉政策課 |
| ・災害時要援護者支援プランの推進
避難行動要支援者※名簿の活用促進 | 福祉政策課 |

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 備蓄物資等の充実

再掲 2-1、2-6、5-3

- 災害時は、食糧や物資の入手が困難になる場合があり、各家庭内において、一週間分の食糧、水、携帯トイレなど最低限の生活用品、医薬品等を事前に準備しておくことが重要です。あらゆる機会を通じて備蓄を呼びかけ、家庭等での備蓄を促進する必要があります。
- 備蓄物資は、防災物資ターミナルでの集中備蓄と64か所の備蓄倉庫での分散備蓄を行っていますが、食糧については、引き続き計画的な更新を行う必要があります。
- 災害救援物資の集積拠点である防災物資ターミナルにおいて、物資の受入れや配送について、協定締結事業者と連携した訓練を実施するなど、運営体制を強化する必要があります。
- 自治体間の相互応援協定や食料・物資の供給に関する協定、要配慮者※に関わる福祉避難所※の協定など、68協定を締結していますが、予想される災害を踏まえ、必要に応じ協定締結先を増やす検討を行う必要があります。
- 災害協定等を締結している自治体や事業者とは、日頃から連絡を取り合うなど連携を深め、災害時に支援が速やかに行われるよう努める必要があります。
- 災害時にボランティアセンターとなる社会福祉協議会と連携し、連絡体制や情報提供体制を整えるなど、ボランティアの力が生かせるようにする必要があります。

現在の水準を示す指標

食糧充足率	100% (H28)
災害時応援協定締結数	68件 (R2)

▶ 用語

要配慮者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の支援を要する方
福祉避難所 避難生活において一定の配慮を必要とする方を対象とした避難所。指定避難所等へ避難したあとに、そのまま指定避難所等で生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次的避難所とも呼ばれる

推進方針（施策の方向性）

施策 備蓄物資等の充実

再掲 2-1、2-6、5-3

- 出前講座、市広報、市ホームページなどあらゆる機会を通じて、一週間分の食糧、水、携帯トイレなど最低限の生活用品、医薬品等の備蓄を呼びかけ、家庭等での備蓄を促進します。
- 備蓄物資は、防災物資ターミナルでの集中備蓄と備蓄倉庫での分散備蓄を基本に、引き続き計画的な更新を行います。
- 防災物資ターミナルの運営について、「物資調達・輸送調整等支援システム」の操作研修や協定締結事業者と連携した訓練を実施し、体制の強化を推進します。
- 想定される災害を踏まえ、必要に応じ新たな協定の締結について検討を行います。
- 災害協定等を締結している自治体や事業者とは、日頃から連絡を取り合うなど連携を深め、災害時に支援が速やかに行われるよう努めます。
- 災害時にボランティアセンターとなる社会福祉協議会と連携し、連絡体制や情報提供体制を整えるなど、ボランティアの力が生かせるよう努めます。

主な事業

- | | |
|------------------|-------|
| ・非常用食料、物資の備蓄 | 危機管理課 |
| ・松本市防災物資ターミナルの運営 | 危機管理課 |
| ・災害時応援協定の締結 | 危機管理課 |

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

避難所の機能充実

再掲 2-1、2-6

- 全ての指定避難所で自家発電機等の整備及び投光器の配備が完了していますが、再生可能エネルギーの活用を踏まえた避難所におけるエネルギーの供給について検討する必要があります。
- 避難所の把握や被災者の支援を迅速かつ効率的に行うため、システムの活用を検討する必要があります。
- 全ての指定避難所で非常用携帯トイレの配備が完了していますが、避難所の環境を更に充実させるため、仮設トイレ対策を進めるほか、女性や子供などの要配慮者※用の備蓄物資の更新を必要に応じて行う必要があります。また、プライバシー確保のための簡易間仕切り、避難ルーム等の備蓄について検討する必要があります。
- 災害時に避難所となる小中学校の体育館・校舎の防災機能を高めるため、太陽光発電設備を利用したコンセント、テレビ及び電話配線の設置、トイレの洋式化等が計画的に進められていますが、できるだけ早期に全ての小中学校で整備を完了する必要があります。
- 避難所の運営を円滑に行うためには、住民の協力が不可欠なため、住民代表を含めて避難所ごとの運営組織の構築を進め、避難所運営訓練等の実施や継続的な運営を支援する必要があります。

現在の水準を示す指標

発電機の整備率	100% (H28)
防災設備の充足率	41% (R2)
避難所運営委員会数	115 か所 (R2)

▶ 用語
要配慮者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の支援を要する方

推進方針（施策の方向性）

施策

避難所の機能充実

再掲 2-1、2-6

- 太陽光発電や電気自動車による給電の活用方法など、再生可能エネルギーの活用を踏まえた避難所におけるエネルギーの供給について検討します。
- 国が構築を予定している「クラウド型被災者支援システム」を含め、システムの活用について、検討します。
- 避難所の環境を更に充実させるため、仮設トイレ対策を進めるほか、女性や子供などの要配慮者※用の備蓄物資の更新を必要に応じて行います。また、プライバシー確保のための簡易間仕切り、避難ルーム等の備蓄について検討を行います。
- 災害時に避難所となる小中学校の体育館・校舎の防災機能を高めるため、太陽光発電設備を利用したコンセント、テレビ及び電話配線の設置、トイレの洋式化等を、できるだけ早期に全ての小中学校で整備を行います。
- 住民代表を含めて避難所ごとの避難所運営委員会の設立を進め、避難所運営訓練等の実施を推進します。また、継続的に運営できるよう、地域の実情や地域住民の要望を踏まえたきめ細やかな活動の支援を行います。

主な事業

- | | |
|---------------------|-------|
| ・学校施設の避難所としての防災機能強化 | 学校教育課 |
| ・避難所運営委員会の設立促進 | 危機管理課 |

起きてはならない最悪の事態

2-3 自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 衛隊、警察、消防との連携

○大規模災害発生時には、陸上自衛隊、長野県警察、松本広域消防等の被災、資機材・活動拠点の不足、情報の錯綜等により、これらの公的機関による活動（公助）が不足するおそれがあるため、平常時から連携を強化する必要があります。

施策 消防団の充実強化

再掲 1-1、1-2、1-3、1-4、7-1、7-3、7-6

○消防団員の確保が難しい状況を踏まえ、新規消防団員の確保に努めるとともに、消防団施設及び消防車両・設備の充実を継続して進める必要があります。

現在の水準を示す指標

消防団員数

1,887人 (R2)

施策 自主防災組織の育成強化

再掲 1-1、1-2、1-5、7-1

○自主防災組織の結成率は、100%に近づきつつありますが、小規模な町会は結成が難しい状況もあるため、結成の支援策を講じたり、防災活動支援補助金を活用しやすい制度に見直すなどの必要があります。

○災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達、助け合いなど地域防災活動（共助）の充実が不可欠であり、その中心的な役割を担うのは自主防災組織です。災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時から自主防災組織の活動や訓練等を通じて市民の防災意識向上に努め、自助・共助・公助による体制を構築していく必要があります。

現在の水準を示す指標

自主防災組織の結成率

99% (R2)

自主防災組織のうち、年1回以上防災訓練を実施している組織の割合

26%

(H29～R元の平均値)

推進方針（施策の方向性）

施策　自衛隊、警察、消防との連携

○陸上自衛隊、長野県警察、松本広域消防と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携強化を図ります。

主な事業

- ・自衛隊、警察、消防との連携

危機管理課

施策　消防団の充実強化

再掲 1-1、1-2、1-3、1-4、7-1、7-3、7-6

○消防団の処遇改善や団員の負担軽減等、時代に即した消防団への改革を進め、消防団に対する社会的理解を深めながら団員数の確保に努めます。また、消防団施設及び消防車両・設備の整備を継続して進めます。

主な事業

- ・消防団車両の更新
- ・消防団詰所の改築

消防防災課

消防防災課

施策　自主防災組織の育成強化

再掲 1-1、1-2、1-5、7-1

○小規模な町会は自主防災組織の結成が難しい状況であるため、結成の支援策や、より活用しやすい防災活動支援補助金への見直しを図ります。

○自主防災組織の活動や訓練等を通じて市民の防災意識向上に努め、防災活動支援補助金の活用を促進して、「自助」、「共助」、「公助」による体制の構築を進めます。

主な事業

- ・自主防災組織防災活動支援補助金交付

危機管理課

起きてはならない最悪の事態

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、 エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 災害時医療救護所開設

- 大規模災害が発生した際は、災害時医療救護活動マニュアルに基づき、市内23か所に医療救護所を設置し、傷病者のトリアージ※、応急処置、搬送等の医療救護活動を行うこととしています。医療救護所を速やかに設置・運営するため、松本市医師会等の関係機関や市民と連携した訓練を継続して行う必要があります。
- 医療救護所で使用する医薬品等の更新や必要物品の整備を進めるとともに、医療救護所について広く市民に周知を図る必要があります。
- 透析患者や在宅酸素療養者等への医療提供が滞ることのないようにする必要があります。

現在の水準を示す指標

災害時医療救護活動マニュアルの作成	策定済(H25)
訓練医療救護所数	全23か所(R2)
医療救護に関する訓練回数	1回(R2)

施策 要配慮者※の支援

再掲 2-2、2-6

- 災害時に避難所での生活が困難な要配慮者※を移送できる福祉避難所※の充実を図るとともに、福祉事業者と連携して開設運営訓練を継続する必要があります。

現在の水準を示す指標

避難行動要支援者※名簿のうち平常時から名簿情報を提供できる割合	83% (R2)
---------------------------------	----------

▶ 用語

トリアージ 重傷度や治療緊急度に応じた「傷病者の振り分け」を意味する。災害時においては医療スタッフや医薬品などの医療資源が限られるため、より効果的に傷病者の治療を行うために、治療や搬送の優先順位を決定するもの
要配慮者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の支援をする方
福祉避難所 避難生活において一定の配慮を必要とする方を対象とした避難所。指定避難所等へ避難したあとに、そのまま指定避難所等で生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次的避難所とも呼ばれる。
避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生したときや発生するおそれがあるときに、自ら避難することが困難で特に支援を必要とする方

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

推進方針（施策の方向性）

施策 災害時医療救護所開設

- 災害時に医療救護所を速やかに設置・運営するため、災害時医療救護活動マニュアルに基づき、松本市医師会等の関係機関や市民と連携した訓練を継続して行います。
- 医療救護所で使用する医薬品等の更新や必要物品の整備を進めるとともに、医療救護所について広く市民に周知を図ります。
- 透析患者や在宅酸素療養者等への医療提供が滞ることのないよう関係機関との連携を図ります。

主な事業

- | | |
|-------------------|-------|
| ・災害時医療救護活動マニュアル作成 | 保健総務課 |
| ・災害時医療救護所の開設 | 保健総務課 |

施策 要配慮者※の支援

再掲 2-2、2-6

- 福祉事業者等と連携し、福祉避難所※の拡充、開設運営訓練の実施に努めます。
- | | |
|--------------------------------------|-------|
| 主な事業 | |
| ・災害時要援護者支援プランの推進
福祉避難所※の拡充 | 福祉政策課 |
| ・災害時要援護者支援プランの推進
避難行動要支援者※名簿の活用促進 | 福祉政策課 |

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 新市立病院等の建設

- 松本市立病院は、施設の老朽化や狭隘化が、安定した医療の提供を継続していく上で課題となっています。また、松本圏域唯一の感染症指定医療機関として、新興・再興感染症に対応できるよう、早急に新病院の建設を進める必要があります。
- 四賀の里クリニックは、施設の老朽化が進んでおり、診療所建設に向け診療所建設用地を選定していく必要があります。

施策 幹線道路網の整備

再掲 1-1、2-1、2-2、5-2、6-4

- 災害時に拠点病院等への交通機能が確保できるよう、幹線道路を整備するとともに、道路の重要構造物である橋梁^{りょう}は、長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕を進める必要があります。

現在の水準を示す指標

要補修橋梁 ^{りょう} の補修実施率（橋長5m以上）	56% (R2)
都市計画道路の整備率	42% (R2)
市道内環状北線整備供用開始率	77% (R2)
市道内環状北線整備用地進捗率	95% (R2)

施策 上水道施設の耐震化等

再掲 2-1、6-2

- 地震発生時に水道施設への被害を最小限に抑え、被災した水道施設の復旧を迅速に行い、早期に水道水の供給が必要と考えられる①災害対応病院、②医療救護所、③公的施設等への給水ルートを確保するため、基幹管路の耐震化を計画的に進め必要があります。

現在の水準を示す指標

耐震化進捗率（施設）	46% (R2)
耐震化適合率（管路）	37% (R2)

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

推進方針（施策の方向性）

施策 新市立病院等の建設

- 大規模地震等の災害時においても医療機能を停止することがないよう、耐震性に優れた建物、設備等を備えた新病院及び診療所の建設を進めます。
- 市立病院においては、松本圏域唯一の感染症指定医療機関として、一般患者と感染症患者の動線分離や、受入病床のゾーニング※に柔軟に対応できるよう整備を行います。
- 被災者を24時間受け入れ可能な体制づくりの構築や、災害医療従事者の育成などの検討を行います。

主な事業

- ・松本市立病院の建設
- ・四賀の里クリニックの建設

病院建設課
病院建設課

施策 幹線道路網の整備

再掲 1-1、2-1、2-2、5-2、6-4

- 災害時に拠点病院等への交通機能を確保するため、幹線道路を整備するとともに、道路の重要構造物である橋梁^{りょう}は、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を進めます。

主な事業

- ・橋梁^{りょう}の長寿命化修繕
- ・幹線道路の整備
- ・国道19号松本拡幅
- ・国道158号奈川渡改良
- ・松本波田道路（中部縦貫道）
- ・県道内環状南線整備
- ・市道内環状北線整備

建設課
建設課
建設総務課
建設総務課
建設総務課
建設総務課
建設課

施策 上水道施設の耐震化等

再掲 2-1、6-2

- 地震発生時の被害を最小限に抑え、早期に水道水の供給が必要となる①災害対応病院、②医療救護所、③公的施設等への給水ルートを確保するため、基幹管路の耐震化を計画的に進めます。

主な事業

- ・上水道耐震化

上水道課

▶ 用語

ゾーニング 清潔な区域（清潔区域）とウイルスによって汚染されている区域（汚染区域）を区別すること

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 感染症まん延時における避難対策の整備

○自宅療養者や濃厚接触者の被災・避難に備え、避難対策を検討する必要があります。また、感染症まん延時に避難所においては、避難者の過密状態を防止する対策を検討する必要があります。

施策 災害時における感染症対策の推進

○被災地域では衛生状況が悪化し、多数の避難者が避難所に密集することで、更に衛生環境が悪くなることが想定されることから、感染症の発生や拡大を未然に防ぐ必要があります。

○避難所における感染症対策として、基本的な感染症対策、濃厚接触者等の対応など感染症対策を踏まえた避難所開設・運営ガイドラインの整備・周知、避難所運営訓練の実施、感染症対策物資の備蓄等を推進する必要があります。

現在の水準を示す指標

避難所開設・運営ガイドライン

作成済(H25)

改正済 (R2)

推進方針（施策の方向性）

施策 感染症まん延時における避難対策の整備

- 自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要となることを想定し、長野県、市町村、保健所等関係機関による自宅療養者等の情報共有、安否確認方法、避難の方法、避難先等を検討します。
- 感染症まん延時に避難所において避難者の過密状態とならないよう、できるだけ多くの避難所の開設やホテル・旅館等の利用など可能な限り過密状態を防止する対策を検討します。

主な事業

- ・感染症まん延時における避難対策の整備

危機管理課

施策 災害時における感染症対策の推進

- 避難所を含む被災地域の感染症のまん延を防ぐため、平常時から予防接種を促進します。
- 避難所における感染症対策として、基本的な感染症対策、濃厚接触者等の対応など感染症対策を踏まえた避難所開設・ガイドラインの整備・周知、避難所運営訓練の実施、感染症対策物資の備蓄等を推進します。

主な事業

- ・感染症対策物資の備蓄

危機管理課

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

2-6

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

避難者の健康管理体制の強化

○避難所の狭あい化や車中泊によるエコノミークラス症候群の発生、避難生活で生活が不活発になることによる生活不活発病の発生、慣れない避難生活による妊婦・子ども・高齢者・慢性疾患の方の体調や病状の悪化を防ぐため、継続的な健康管理体制づくりの必要があります。

現在の水準を示す指標

食糧充足率	100%(H28)
-------	-----------

施策

備蓄物資等の充実

再掲 2-1、2-2、5-3

○災害時は、食糧や物資の入手が困難になる場合があり、各家庭内において、一週間分の食糧、水、携帯トイレなど最低限の生活用品、医薬品等を事前に準備しておくことが重要です。あらゆる機会を通じて備蓄を呼びかけ、家庭等での備蓄を促進する必要があります。

○備蓄物資は、防災物資ターミナルでの集中備蓄と64か所の備蓄倉庫での分散備蓄を行っていますが、食糧については、引き続き計画的な更新を行う必要があります。

○災害救援物資の集積拠点である防災物資ターミナルにおいて、物資の受入れや配送について、協定締結事業者と連携した訓練を実施するなど、運営体制を強化する必要があります。

○自治体間の相互応援協定や食料・物資の供給に関する協定、要配慮者※に関わる福祉避難所※の協定など、68協定を締結していますが、予想される災害を踏まえ、必要に応じ協定締結先を増やす検討を行う必要があります。

○災害協定等を締結している自治体や事業者とは、日頃から連絡を取り合うなど連携を深め、災害時に支援が速やかに行われるよう努める必要があります。

現在の水準を示す指標

食糧充足率	100%(H28)
-------	-----------

| 災害時応援協定締結数 | 68件(R2) |

▶ 用語

要配慮者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の支援を要する方 福祉避難所 避難生活において一定の配慮を必要とする方を対象とした避難所。指定避難所等へ避難したあとに、そのまま指定避難所等で生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次的避難所とも呼ばれる

推進方針（施策の方向性）

施策 避難者の健康管理体制の強化

○避難所には定期的に保健師が訪問し、妊婦・子ども・高齢者・慢性疾患の方などの健康管理や心のケアに努めるなかで、特にエコノミー症候群や生活不発病の予防のため、定期的な運動の機会の提供、体調を崩した方や病状が悪化した方のいち早い支援に努めるよう健康管理の体制づくりを行います。

主な事業

- ・避難者の健康管理体制の構築

健康づくり課

施策 備蓄物資等の充実

再掲 2-1、2-2、5-3

○出前講座、市広報、市ホームページなどあらゆる機会を通じて、一週間分の食糧、水、携帯トイレなど最低限の生活用品、医薬品等の備蓄を呼びかけ、家庭等での備蓄を促進します。

○備蓄物資は、防災物資ターミナルでの集中備蓄と備蓄倉庫での分散備蓄を基本に、引き続き計画的な更新を行います。

○防災物資ターミナルの運営について、「物資調達・輸送調整等支援システム」の操作研修や協定締結事業者と連携した訓練を実施し、体制の強化を推進します。

○想定される災害を踏まえ、必要に応じ新たな協定の締結について検討を行います。

○災害協定等を締結している自治体や事業者とは、日頃から連絡を取り合うなど連携を深め、災害時に支援が速やかに行われるよう努めます。

主な事業

- ・非常用食料、物資の備蓄
- ・松本市防災物資ターミナルの運営
- ・災害時応援協定の締結

危機管理課

危機管理課

危機管理課

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

避難所の機能充実

再掲 2-1、2-2

- 全ての指定避難所で自家発電機等の整備及び投光器の配備が完了していますが、再生可能エネルギーの活用を踏まえた避難所におけるエネルギーの供給について検討する必要があります。
- 避難所の把握や被災者の支援を迅速かつ効率的に行うため、システムの活用を検討する必要があります。
- 全ての指定避難所で非常用携帯トイレの配備が完了していますが、避難所の環境を更に充実させるため、仮設トイレ対策を進めるほか、女性や子供などの要配慮者※用の備蓄物資の更新を必要に応じて行う必要があります。また、プライバシー確保のための簡易間仕切り、避難ルーム等の備蓄について検討する必要があります。
- 災害時に避難所となる小中学校の体育館・校舎の防災機能を高めるため、太陽光発電設備を利用したコンセント、テレビ及び電話配線の設置、トイレの洋式化等が計画的に進められていますが、できるだけ早期に全ての小中学校で整備を完了する必要があります。
- 避難所の運営を円滑に行うためには、住民の協力が不可欠なため、住民代表を含めて避難所ごとの運営組織の構築を進め、避難所運営訓練等の実施や継続的な運営を支援する必要があります。

現在の水準を示す指標

発電機の整備率	100% (H28)
防災設備の充足率	41% (R2)
避難所運営委員会数	115 か所 (R2)

施策

要配慮者※の支援

再掲 2-2、2-4

- 災害時に避難所での生活が困難な要配慮者を移送できる福祉避難所※の充実を図るとともに、福祉事業者と連携して開設運営訓練を継続する必要があります。

現在の水準を示す指標

避難行動要支援者※名簿のうち平常時から名簿情報を提供できる割合	83% (R2)
---------------------------------	----------

▶ 用語

要配慮者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の支援を要する方
福祉避難所 避難生活において一定の配慮が必要とする方を対象とした避難所。指定避難所等へ避難したあとに、そのまま指定避難所等で生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次的避難所とも呼ばれる
避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生したときや発生するおそれがあるときに、自ら避難することが困難で特に支援を必要とする方

推進方針（施策の方向性）

施策 避難所の機能充実

再掲 2-1、2-2

- 太陽光発電や電気自動車による給電の活用方法など、再生可能エネルギーの活用を踏まえた避難所におけるエネルギーの供給について検討します。
- 国が構築を予定している「クラウド型被災者支援システム」を含め、システムの活用について、検討します。
- 避難所の環境を更に充実させるため、仮設トイレ対策を進めるほか、女性や子供などの要配慮者※用の備蓄物資の更新を必要に応じて行います。また、プライバシー確保のための簡易間仕切り、避難ルーム等の備蓄について検討を行います。
- 災害時に避難所となる小中学校の体育館・校舎の防災機能を高めるため、太陽光発電設備を利用したコンセント、テレビ及び電話配線の設置、トイレの洋式化等を、できるだけ早期に全ての小中学校で整備を行います。

- 住民代表を含めて避難所ごとの避難所運営委員会の設立を進め、避難所運営訓練等の実施を推進します。また、継続的に運営できるよう、地域の実情や地域住民の要望を踏まえたきめ細やかな活動の支援を行います。

主な事業

- | | |
|---------------------|-------|
| ・学校施設の避難所としての防災機能強化 | 学校教育課 |
| ・避難所運営委員会の設立促進 | 危機管理課 |

施策 要配慮者※の支援

再掲 2-2、2-4

- 福祉事業者等と連携し、福祉避難所※の拡充、開設運営訓練の実施に努めます。

主な事業

- | | |
|------------------|-------|
| ・災害時要援護者支援プランの推進 | 福祉政策課 |
| 福祉避難所※の拡充 | |
| ・災害時要援護者支援プランの推進 | 福祉政策課 |
| 避難行動要支援者※名簿の活用促進 | |

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 様々な避難者への配慮

○避難所では、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、避難者の属性も様々であるため、それぞれの状況にあった配慮を行うことが求められます。どのような配慮が必要か、避難所ごとに事前に検討する必要があります。また、検討を踏まえた避難所運営マニュアルの作成や避難所開設・運営訓練の実施を促進する必要があります。

施策 外国人住民の防災意識向上への取組み

○災害時に外国人住民への対応が円滑に行われるよう、意識啓発や体制整備に努める必要があります。これまでの取組みとして、防災情報をまとめた多言語防災ハンドブックの作成・周知、防災訓練参加への働きかけ、各指定避難所への災害時多言語表示シートの配備、災害多言語支援センター※の設置訓練等を行っています。今後も外国人住民には言葉や習慣の違いにより情報が届きにくいことを認識し、国、長野県、地域団体と連携しながら、外国人住民の防災意識向上を図るとともに、災害時の円滑な情報提供や支援を行っていく必要があります。

▶ 用語

災害多言語支援センター 大規模な地震等の災害が発生した場合、多言語で情報提供するなど、被災した外国人避難者に適切な応急活動を行うために市が設置する拠点

推進方針（施策の方向性）

施策 様々な避難者への配慮

○要配慮者※への配慮、性別等によるニーズの違いへの配慮、外国人など様々な文化や習慣の違いがあることを踏まえた配慮など、具体的な対応の取り決めや事前に準備の必要があることについて、避難所運営員会や関係機関での事前の検討を促すとともに、検討を踏まえた避難所運営マニュアルの作成や避難所開設・運営訓練の実施を促進します。

主な事業

- ・様々な避難者への配慮

危機管理課

施策 外国人住民の防災意識向上への取組み

○国、長野県、地域団体と連携しながら、外国人住民の防災意識向上を図るとともに、災害時の円滑な情報提供や支援を行います。

主な事業

- ・多文化共生事業

人権共生課

▶ 用語
要配慮者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の支援を要する方

起きてはならない最悪の事態

2-7 市民や企業、地域団体等の自助・共助が上手く機能せず、地域防災力が著しく低下する事態

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 地域防災力向上への支援

○地域の防災力を向上させるため、地域防災活動の重要性を周知するとともに、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の整備と、各団体が地域の実情を踏まえて互いに連携し、防災に取り組める環境を整備する必要があります。

施策 住民の防災意識の醸成

○重大な災害が頻繁に起こるようになり、住民の防災への関心が高まりつつあります。これを受け、各地で地域における防災活動（訓練や学習会等）が取り組まれています。

また、先進都市等の取組み等、防災の地域づくり情報に対するニーズが高まっています。

○災害時に地区や町会単位で要配慮者への支援などができず、人的被害が拡大する恐れがあります。

現在の水準を示す指標

防災と福祉に係る学習会

31 事業（R2）

▶ 用語
要配慮者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の支援を要する方

- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
2-7市民や企業、地域団体等の自助・共助が上手く機能せず、地域防災力が著しく低下する事態

推進方針（施策の方向性）

施策 地域防災力向上への支援

- 出前講座や市防災連合会を通じて、地域の防災活動の重要性を周知します。
- 松本市防災連合会の活動を支援します。また、自主防災組織が、町会組織、消防団、防犯組織、事業所等と連携が図れるよう支援します。

主な事業

- | | |
|-------------------|-------|
| ・出前講座による意識啓発の推進 | 危機管理課 |
| ・各防災組織相互の協調に向けた支援 | 危機管理課 |

施策 住民の防災意識の醸成

- 住民が主体となって行う防災活動（訓練や学習会等）に対して、地域づくりセンター・公民館が必要な支援を随時行います。また、他の自治体や他地区の防災活動に係る情報など、防災の地域づくりに関する情報を地域づくりセンターが随時提供します。

- 地区や町会単位での住民同士の助け合い等について、日頃から意識啓発を図ります。

主な事業

- | | |
|-------------------|----------------|
| ・住民主体の防災活動への支援 | 地域づくりセンター |
| ・防災に関する地域づくりの情報提供 | 地域づくりセンター |
| ・防災・福祉に係る学習機会の創出 | 生涯学習課
中央公民館 |

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

地域住民のつながりの強化

- 少子化、高齢化、人口減少の進展や社会構造、住民意識の変化により、隣近所のつながりや人間関係の希薄化が進み、町会加入率も少しずつ減少しています。
- 住民主体の地域づくりを進めるため、平成26年度から各地区に地域づくり推進交付金を交付しています。
- 幅広い住民参加を図る取組みを進めることや、地域の団体だけでなく、多様な市民活動団体、企業との協働・連携により、地域づくりを進めることが求められています。

現在の水準を示す指標

町会加入率	77% (R2)
交付金活用事業数	153 件 (R2)

- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
2-7市民や企業、地域団体等の自助・共助が上手く機能せず、地域防災力が著しく低下する事態

推進方針（施策の方向性）

施策 地域住民のつながりの強化

- 町会運営に係る相談対応、町会役員の負担軽減策、町会加入の促進など、地域づくりセンターが町会活動の活性化に向けて支援を行います。
- 地区における住民主体の地域づくり活動に対して財政支援を行います。
- 町会をはじめ有志グループ、民間事業者等の多様な主体が行う”地域の顔の見える関係づくり”の活動を地域づくりセンターが随時支援します。

主な事業

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| ・町会活動の活性化支援 | 地域づくりセンター、
地域づくり課 |
| ・地域づくり推進交付金による地域への財政支援 | 地域づくりセンター、
地域づくり課 |
| ・地域づくりセンターによる多様なコミュニティ活動の支援 | 地域づくりセンター |

事前に備えるべき目標

3 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 被災による治安悪化の回避

- 被災後の治安悪化を防ぐため、青色回転灯車両を増車し、地域の犯罪抑止を行う必要があります。

起きてはならない最悪の事態

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 災害対策本部機能の強化

- 非常時優先業務の実施体制を確立するとともに、業務継続計画※等の必要な見直しを行い、業務継続体制を強化していく必要があります。
- 市役所庁舎の耐震化及び非常用発電機の設置が完了しています。庁舎が災害対応の拠点として機能するよう、維持管理を継続する必要があります。
- 災害対応の中核となる災害対策本部室が常設されていません。また、各関係機関が使用する活動室も分散していることから、円滑な災害対応を行うためには、活動諸室を整備する必要があります。

現在の水準を示す指標

業務継続計画※の策定	策定済(H25)
災害時支援計画の策定	策定済 (R1)
市役所庁舎耐震化率	100%(H25)
市役所庁舎非常用発電機整備率	100%(H25)

施策 データセンター機能の強化

再掲 4-1

- 災害時に、安否確認やり災証明書交付等の災害応急対策や復旧対策に必要な住民情報が失われないよう、今後は情報システムのクラウド運用化を進める必要があります。
- 情報創造館庁舎をデータセンター化して最新情報を保管し、災害時も住民情報の検索ができるよう、本庁舎と情報創造館庁舎を結ぶデータ通信回線を複線化しています。一方で、今後は老朽化してきた情報創造館庁舎の機能強化に努める必要があります。

現在の水準を示す指標

情報通信網稼働率（計画停止を除く。）	100% (R2)
ネットワーク回線数	2 回線(H27)

▶ 用語

業務継続計画（BCP） 災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画。「事業継続計画（BCP（Business Continuity Plan の略））」ともいう

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

推進方針（施策の方向性）

施策 被災による治安悪化の回避

- 青色回転灯車両を増車し、巡回を増やすことで地域の犯罪抑止に繋げます。

主な事業

- ・青色回転灯車両の増車

消防防災課

推進方針（施策の方向性）

施策 災害対策本部機能の強化

- 業務継続計画※、災害時受援計画及び災害対応に関する各マニュアルに基づく訓練を実施するなど、実施体制を確立するとともに、計画やマニュアルの必要な見直しを行い、業務継続体制の強化に努めます。
- 市役所庁舎の耐震化及び非常用発電機の設置が完了しています。庁舎が災害対応の拠点として機能するよう、維持管理を継続します。
- 災害時に拠点として機能する災害対策本部員会議室、オペレーションルーム等を備えた「(仮称) 危機管理センター」の整備について検討します。

施策 データセンター機能の強化

再掲 4-1

- 業務システムの標準化・共通化に合わせ、ガバメントクラウド※のシステムへの移行を進めます。
- 情報創造館庁舎について、データセンターとしての機能と行政庁舎としての使用が持続できるよう、適切に設備・機器の更新を進めます。

主な事業

- ・基幹業務系システムの再構築
- ・情報創造館庁舎設備更新
- ・住民情報等のバックアップ体制の構築

DX推進本部

DX推進本部

DX推進本部

▶ 用語

ガバメントクラウド 政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境

事前に備えるべき目標

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 データセンター機能の強化

再掲 3-2

- 災害時に、安否確認やり災證明書交付等の災害応急対策や復旧対策に必要な住民情報が失われないよう、今後は情報システムのクラウド運用化を進める必要があります。
- 情報創造館庁舎をデータセンター化して最新情報を保管し、災害時も住民情報の検索ができるよう、本庁舎と情報創造館庁舎を結ぶデータ通信回線を複線化しています。一方で、今後は老朽化してきた情報創造館庁舎の機能強化に努める必要があります。

現在の水準を示す指標

情報通信網稼働率（計画停止を除く。）	100% (R2)
ネットワーク回線数	2回線(H27)

施策 市民への情報伝達手段の多重化

再掲 1-4、4-2、4-3、7-3、7-6

- 防災行政無線及び衛星電話により、非常時にも通信が行えるよう、日頃から実践的な訓練を継続して行う必要があります。

現在の水準を示す指標

Jアラート※自動起動、緊急速報メールの整備率	100%(H25)
同報系デジタル防災行政無線等の整備率	99% (R2)
移動系防災無線の配備率	100%(H27)

▶ 用語

Jアラート 全国瞬時警報システム。弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム

推進方針（施策の方向性）

施策 データセンター機能の強化

再掲 3-2

- 業務システムの標準化・共通化に合わせ、ガバメントクラウド※のシステムへの移行を進めます。
- 情報創造館庁舎について、データセンターとしての機能と行政庁舎としての使用が持続できるよう、適切に設備・機器の更新を進めます。

主な事業

- | | |
|--------------------|--------|
| ・基幹業務系システムの再構築 | DX推進本部 |
| ・情報創造館庁舎設備更新 | DX推進本部 |
| ・住民情報等のバックアップ体制の構築 | DX推進本部 |

施策 市民への情報伝達手段の多重化

再掲 1-4、4-2、4-3、7-3、7-6

- 毎月実施する更新訓練を継続して非常時に備えます。

主な事業

- | | |
|--------------------|--------|
| ・同報系デジタル防災行政無線等の整備 | 消防防災課 |
| ・移動系防災無線の整備 | 消防防災課 |
| ・C A T V設備等老朽化対策事業 | DX推進本部 |

▶ 用語

ガバメントクラウド 政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境

起きてはならない最悪の事態

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

市民への情報伝達手段の多重化

再掲 1-4、4-2、4-3、7-3、7-6

- 住民に対して災害情報を一斉に伝達する同報系防災行政無線は、令和4年度までに設備更新を完了し、合併地区を含む全市統一化を進める必要があります。また、安定した運用のため、維持管理を継続するとともに、放送を補完するメール配信などの情報伝達手段について、市民に広く周知する必要があります。
- メール配信、臨時災害FM放送局の開設、Jアラート※の自動起動装置の整備及びLアラート※の加入等、災害時の情報提供方法を多様化する対策はとられていますが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、運用方法について検討を進める必要があります。

現在の水準を示す指標

Jアラート※自動起動、緊急速報メールの整備率	100%(H25)
同報系デジタル防災行政無線等の整備率	99% (R2)
移動系防災無線の配備率	100%(H27)

▶ 用語

Jアラート 全国瞬時警報システム。弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム Lアラート 地方公共団体等が発出した避難指示といった災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤

推進方針（施策の方向性）

施策 市民への情報伝達手段の多重化

再掲 1-4、4-2、4-3、7-3、7-6

- 令和4年度までに、合併地区の同報系防災行政無線の更新を完了させ、全市で統一したシステムに統合します。今後は、安定したシステム運用のための保守点検等維持管理を継続します。また、災害情報を取得する手段について、広く市民に知ってもらうための取組みを推進します。
- メール配信、臨時災害FM放送局の開設、Jアラート※の自動起動装置の整備及びLアラート※の加入等、災害時の情報提供方法を多様化する対策はとられていますが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、運用方法について検討を進めます。

主な事業

- | | |
|---------------------|---------|
| ・ 同報系デジタル防災行政無線等の整備 | 消防防災課 |
| ・ 移動系防災無線の整備 | 消防防災課 |
| ・ C A T V設備等老朽化対策事業 | D X推進本部 |

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

4-3

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

市民への情報伝達手段の多重化

再掲 1-4、4-1、4-2、7-3、7-6

- 日頃から、市民に対して高齢者等避難、避難指示等の内容を十分広報するとともに、地区又は町会単位の情報伝達体制を構築し、適切な避難行動が取れるよう、周知を進める必要があります。
- 住民に対して災害情報を一斉に伝達する同報系防災行政無線は、令和4年度までに設備更新を完了し、合併地区を含む全市統一化を進める必要があります。また、安定した運用のため、維持管理を継続するとともに、放送を補完するメール配信などの情報伝達手段について、市民に広く周知する必要があります。
- メール配信、臨時災害FM放送局の開設、Jアラート※の自動起動装置の整備及びLアラート※の加入等、災害時の情報提供方法を多様化する対策はとられていますが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、運用方法について検討を進める必要があります。
- 防災行政無線及び衛星電話により、非常時にも通信が行えるよう、日頃から実践的な訓練を継続して行う必要があります。

現在の水準を示す指標

Jアラート※自動起動、緊急速報メールの整備率	100%(H25)
同報系デジタル防災行政無線等の整備率	99% (R2)
移動系防災無線の配備率	100%(H27)

施策

災害時多言語支援

- 言葉や習慣等の違いから災害時に必要な情報を入手しにくいため支援が受けられないおそれがある外国人住民等を支援するため、大規模災害発生時には、災害対策本部からの災害情報等を多言語化し、避難所への掲示、SNS等での情報提供などを行うほか、避難所巡回による支援を行う必要があります。

施策

外国人旅行者等の災害時支援の推進

- 外国人旅行者については、滞在地の地理に不案内であり、言語や習慣の違いにより情報が届きにくいことから、緊急時の避難方法、場所、経路等を周知する必要があります。

▶ 用語

Jアラート 全国瞬時警報システム。弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム Lアラート 地方公共団体等が発出した避難指示といった災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤

推進方針（施策の方向性）

施策 市民への情報伝達手段の多重化 再掲 1-4、4-1、4-2、7-3、7-6

- 日頃から、市民に対して高齢者等避難、避難指示などの内容を十分広報するとともに、地区又は町会単位の情報伝達体制を構築し適切な避難行動が取れるよう、周知を進めます。
- 令和4年度までに、合併地区の同報系防災行政無線の更新を完了させ、全市で統一したシステムに統合します。今後は、安定したシステム運用のための保守点検等維持管理を継続します。また、災害情報を取得する手段について、広く市民に知ってもらうための取組みを推進します。
- メール配信、臨時災害FM放送局の開設、Jアラート※の自動起動装置の整備及びLアラート※の加入等、災害時の情報提供方法を多様化する対策はとられていますが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、運用方法について検討を進めます。
- 毎月実施する更新訓練を継続して非常時に備えます。

主な事業

- | | |
|--------------------|--------|
| ・同報系デジタル防災行政無線等の整備 | 消防防災課 |
| ・移動系防災無線の整備 | 消防防災課 |
| ・CATV設備等老朽化対策事業 | DX推進本部 |

施策 災害時多言語支援

- 大規模災害時には、言葉や習慣等の違いから必要な情報を入手しにくい外国人住民等を支援するため、災害多言語支援センター※において、多言語での災害情報の提供や相談対応、避難所巡回等による支援を行います。

主な事業

- | | |
|----------|-------|
| ・多文化共生事業 | 人権共生課 |
|----------|-------|

施策 外国人旅行者等の災害時支援の推進

- 関係機関、関係団体と連携し、やさしい日本語や外国語によるインフォメーションなど、情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図ります。

主な事業

- | | |
|-----------------|------------|
| ・観光戦略推進事業 | 観光プロモーション課 |
| ・外国人観光客受入環境整備事業 | 観光プロモーション課 |

▶ 用語
災害多言語支援センター 大規模な地震等の災害が発生した場合、多言語で情報提供するなど、被災した外国人避難者に適切な応急活動を行うために市が設置する拠点

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

上高地防災対策

再掲 1-4、7-3、9-1

- 国際的な観光地である上高地は、外部へ通ずる道路が1本しかなく、焼岳の噴火や土砂災害により道路が遮断されると孤立するため、通信・情報提供機能の充実、避難・誘導・救助方法の確立、指定緊急避難場所の指定及び上高地消防隊の防災拠点整備など、ソフト・ハード両面で対策を進める必要があります。
- 上高地の観光客等を拠点地区（徳沢、横尾地区）へ避難させるとともに、傷病者の搬送等を迅速に行うため、徳沢－横尾間に管理用道路及び車道橋を整備する必要があります。
- 徳沢－横尾間まで電源・光ケーブルを埋設することにより、通信・情報伝達機能を整備し、観光客・登山者に向けた迅速な避難体制を構築する必要があります。
- 上高地内の指定避難所の収容数には限りがあるため、孤立した場合を想定した宿泊施設との協力体制を構築する必要があります。

現在の水準を示す指標

防災拠点の整備率	100%(H27)
接続拠点の稼働率	100%(H26)
携帯電話基地局の稼働率	100% (R2)
公衆無線LANアクセスポイントの稼働率	常時利用可能(R2)
上高地徳沢～横尾 道路・車道橋整備率	0% (R2)
上高地徳沢～横尾 光ケーブルの延長率	100% (R1)
上高地徳沢～横尾 埋設工事による電力・光ケーブルの延長率	0% (R2)

推進方針（施策の方向性）

施策 上高地防災対策

再掲 1-4、7-3、9-1

○焼岳の噴火や土砂災害による孤立を想定して、通信・情報提供機能の充実、避難・誘導・救助方法の確立、指定緊急避難場所の指定及び上高地消防隊の防災拠点整備など、ソフト・ハード両面から対策を進めます。

○関係機関、関係府省庁、地元関係者と連携を図り、徳沢－横尾間に管理用道路及び車道橋の整備を進めます。

○徳沢－横尾間まで電源・光ケーブルを埋設することにより、通信・情報伝達機能を整備し、観光客・登山者に向けた迅速な避難体制の構築を推進します。

○上高地内の指定避難所の収容数には限りがあるため、孤立した場合を想定した宿泊施設との協力体制の構築に努めます。

主な事業

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・上高地消防隊防災拠点の整備 | 消防防災課 |
| ・上高地への災害情報通信手段の確保 | 消防防災課 |
| ・上高地携帯電話不感エリア対策 | DX推進本部 |
| ・上高地対策公衆無線LAN整備 | DX推進本部 |
| ・上高地徳沢～横尾の管理用道路整備 | アルプスリゾート整備本部 |
| ・上高地徳沢～横尾の電源、光ケーブル敷設 | アルプスリゾート整備本部 |

5 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

5-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーン※の維持への甚大な影響

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

再生可能エネルギーの最大限の導入

再掲 2-1、6-1

- 2050ゼロカーボン※シティの実現に向け、避難所等を含む公共施設、住宅や事業所などエネルギーを使用するあらゆる建物に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を図る必要があります。また、こうした再生可能エネルギーを災害時にも最大限活用できるように整備する必要があります。
- 更に、地域の特性に応じて、自立分散型エネルギーである再生可能エネルギーを核とした、災害に強いエネルギー供給体制の構築を目指す必要があります。

▶ 用語

サプライチェーン 製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称 ゼロカーボン 企業や家庭から出る二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分等と相殺して実質的な排出量をゼロにすること

推進方針（施策の方向性）

施策 再生可能エネルギーの最大限の導入

再掲 2-1、6-1

- 避難所等を含む市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 一般住宅への太陽光発電、定置型蓄電設備及び電気自動車等充給電設備の普及を図るため、既存住宅への設置を促進します。
- 地域マイクログリッド※の構築を検討します。

主な事業

- ・公共施設への再生可能エネルギーの率先導入 環境・地域エネルギー課
- ・住宅への太陽光発電、定置型蓄電設備及び電気自動車等充給電設備の普及 環境・地域エネルギー課

▶ 用語
マイクログリッド コミュニティの中に太陽光発電や小水力発電等の発電設備や蓄電池を設置し、電気の地産地消や防災利用を目指す小規模なエネルギーネットワークのこと

起きてはならない最悪の事態

5-2 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

公共交通機関における交通事業者及び関係機関との連携体制の強化

再掲 6-4

○災害発生時、速やかに公共交通機関の被災状況を把握し、早期復旧に向けた交通事業者及び関係機関との連絡調整、代替輸送手段を確保するための連携体制の強化が必要です。

施策

幹線道路網の整備

再掲 1-1、2-1、2-2、2-4、6-4

○災害時には、市外からの物資供給が長期間停止したり、孤立する地区が発生する可能性があるため、国道19号拡幅、中部縦貫自動車道の建設及び国道158号の整備を国、長野県と共に促進する必要があります。また、道路交通ネットワークを確立し、幹線的な市道の整備を推進するとともに長寿命化修繕計画に基づき道路の重要構造物である橋梁^{りょう}の計画的な修繕を進める必要があります。

現在の水準を示す指標

要補修橋梁 ^{りょう} の補修実施率（橋長5m以上）	56% (R2)
都市計画道路の整備率	42% (R2)
市道内環状北線整備供用開始率	77% (R2)
市道内環状北線整備用地進捗率	95% (R2)

推進方針（施策の方向性）

施策

公共交通機関における交通事業者及び関係機関との連携体制の強化

再掲 6-4

- 平常時から交通事業者及び関係機関との会議等を通じて、情報の収集・提供・共有などの連絡体制を強化し、速やかな状況把握、復旧に向けた調整が行える体制を整えます。
- 公共交通の部分的な被害が地域全体の交通麻痺につながらないよう、代替輸送を確保するなどの対応ができる連携体制を交通事業者及び関係機関と事前に構築します。

主な事業

- ・公共交通機関における交通事業者及び関係機関との連携体制の強化 公共交通課

施策

幹線道路網の整備

再掲 1-1、2-1、2-2、2-4、6-4

- 道路交通ネットワークを確保するため、国道19号の拡幅、中部縦貫自動車道の建設及び国道158号の整備を国、長野県と共に促進します。また、幹線的な市道の整備を推進するとともに、長寿命化修繕計画に基づき道路の重要構造物である橋梁の計画的な修繕を進めます。

主な事業

- | | |
|----------------|-------|
| ・橋梁の長寿命化修繕 | 建設課 |
| ・幹線道路の整備 | 建設課 |
| ・国道19号松本拡幅 | 建設総務課 |
| ・国道158号奈川渡改良 | 建設総務課 |
| ・松本波田道路（中部縦貫道） | 建設総務課 |
| ・県道内環状南線整備 | 建設総務課 |
| ・市道内環状北線整備 | 建設課 |

起きてはならない最悪の事態

5-3 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 食料生産体制の強化 再掲 7-5

○大雨や台風による農業用ハウスの被害が懸念される中、安定した農業生産を確保するためには、平常時から営農基盤の強化が必要であり、パイプハウス整備等、農業者への支援を行う必要があります。

施策 農業の担い手育成・確保 再掲 7-5

○耕作地の多くは地域によって守られていますが、耕作者の高齢化や後継者不足により、農業生産力の低下や耕作されない農地の増加が見込まれるため、新規就農者への支援や農地の集積・集約を行う必要があります。

現在の水準を示す指標

新規就農者育成対策事業研修修了後の営農継続者数	37人 (R2)
-------------------------	----------

施策 被災農業者への金融支援 再掲 8-5

○被災農業者等が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の情報提供を行う必要があります。

推進方針（施策の方向性）

施策 食料生産体制の強化 再掲 7-5

○安定した農業生産を確保するため、引き続き園芸産地における事業継続強化対策・強い農業担い手づくり総合支援事業等により、農業者への支援を行い、営農基盤の強化を図ります。

主な事業

- | | |
|-----------|-----|
| ・果樹振興事業 | 農政課 |
| ・そ菜花き振興事業 | 農政課 |

施策 農業の担い手育成・確保 再掲 7-5

○農業に関心のある者に対し、就農ニーズに事得る機会を創出します。また農業経営開始に必要な支援を行うほか、地域の農業者を中心とした経営指導により、新規就農者の地域への定着を図ります。

○地域の農業の中核を担う農業経営体が安定的効率的な農業経営を継続できるように、農地の集積・集約化を図ります。

主な事業

- | | |
|------------|-----|
| ・就農者育成対策事業 | 農政課 |
|------------|-----|

施策 被災農業者への金融支援 再掲 8-5

○被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平常時より融資制度の周知を図るとともに、関係機関と連携を強化します。

主な事業

- | | |
|--------------|-----|
| ・被災農業者への金融支援 | 農政課 |
|--------------|-----|

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 備蓄物資等の充実

再掲 2-1、2-2、2-6

- 災害時は、食糧や物資の入手が困難になる場合があり、各家庭内において、一週間分の食糧、水、携帯トイレなど最低限の生活用品、医薬品等を事前に準備しておくことが重要です。あらゆる機会を通じて備蓄を呼びかけ、家庭等での備蓄を促進する必要があります。
- 備蓄物資は、防災物資ターミナルでの集中備蓄と64か所の備蓄倉庫での分散備蓄を行っていますが、食糧については、引き続き計画的な更新を行う必要があります。
- 災害救援物資の集積拠点である防災物資ターミナルにおいて、物資の受入れや配送について、協定締結事業者と連携した訓練を実施するなど、運営体制を強化する必要があります。
- 自治体間の相互応援協定や食料・物資の供給に関する協定、要配慮者※に関わる福祉避難所※の協定など、68協定を締結していますが、予想される災害を踏まえ、必要に応じ協定締結先を増やす検討を行う必要があります。
- 災害協定等を締結している自治体や事業者とは、日頃から連絡を取り合うなど連携を深め、災害時に支援が速やかに行われるよう努める必要があります。

現在の水準を示す指標

食糧充足率	100%(H28)
災害時応援協定締結数	68件 (R2)

▶ 用語

要配慮者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の支援を要する方 **福祉避難所** 避難生活において一定の配慮を必要とする方を対象とした避難所。指定避難所等へ避難したあとに、そのまま指定避難所等で生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次的避難所とも呼ばれる

推進方針（施策の方向性）

施策 備蓄物資等の充実

再掲 2-1、2-2、2-6

- 出前講座、市広報、市ホームページなどあらゆる機会を通じて、一週間分の食糧、水、携帯トイレなど最低限の生活用品、医薬品等の備蓄を呼びかけ、家庭等での備蓄を促進します。
- 備蓄物資は、防災物資ターミナルでの集中備蓄と備蓄倉庫での分散備蓄を基本に、引き続き計画的な更新を行います。
- 防災物資ターミナルの運営について、「物資調達・輸送調整等支援システム」の操作研修や協定締結事業者と連携した訓練を実施し、体制の強化を推進します。
- 想定される災害を踏まえ、必要に応じ新たな協定の締結について検討を行います。
- 災害協定等を締結している自治体や事業者とは、日頃から連絡を取り合うなど連携を深め、災害時に支援が速やかに行われるよう努めます。

主な事業

- | | |
|------------------|-------|
| ・非常用食料、物資の備蓄 | 危機管理課 |
| ・松本市防災物資ターミナルの運営 | 危機管理課 |
| ・災害時応援協定の締結 | 危機管理課 |

事前に備えるべき目標

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン※等の長期間間にわたる機能の停止

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 再生可能エネルギーの最大限の導入

再掲 2-1、5-1

- 2050ゼロカーボン※シティの実現に向け、避難所等を含む公共施設、住宅や事業所などエネルギーを使用するあらゆる建物に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を図る必要があります。また、こうした再生可能エネルギーを災害時にも最大限活用できるように整備する必要があります。
- 更に、地域の特性に応じて、自立分散型エネルギーである再生可能エネルギーを核とした、災害に強いエネルギー供給体制の構築を目指す必要があります。

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

6-2 上水道等の長期間間にわたる供給停止

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 上水道施設の耐震化

再掲 2-1、2-4

- 地震発生時に水道施設への被害を最小限に抑え、被災した水道施設の復旧を迅速に行い、早期に水道水の供給が必要と考えられる①災害対応病院、②医療救護所、③公的施設等への給水ルートを確保するため、基幹管路の耐震化を計画的に進める必要があります。
- 地震発生時に水道水を確保するため、自己水源施設、送水管、配水地など基幹施設の耐震化を計画的に進める必要があります。

現在の水準を示す指標

耐震化進捗率（施設）	46% (R2)
耐震化適合率（管路）	37% (R2)

▶ 用語

サプライチェーン 製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称 ゼロカーボン 企業や家庭から出る二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分等と相殺して実質的な排出量をゼロにすること

- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

推進方針（施策の方向性）

施策 再生可能エネルギーの最大限の導入

再掲 2-1、5-1

- 避難所等を含む市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 一般住宅への太陽光発電、定置型蓄電設備及び電気自動車等充給電設備の普及を図るため、既存住宅への設置を促進します。
- 地域マイクログリッド※の構築を検討します。

主な事業

- ・公共施設への再生可能エネルギーの率先導入 環境・地域エネルギー課
- ・住宅への太陽光発電、定置型蓄電設備及び電気自動車等充給電設備の普及 環境・地域エネルギー課

推進方針（施策の方向性）

施策 上水道施設の耐震化等

再掲 2-1、2-4

- 地震発生時の被害を最小限に抑え、早期に水道水の供給が必要となる①災害対応病院、②医療救護所、③公的施設等への給水ルートを確保するため、基幹管路の耐震化を計画的に進めます。
- 地震発生時に水道水を確保するため、自己水源施設、送水管、配水地など基幹施設の耐震化を計画的に進めます。

主な事業

- ・上水道耐震化 上水道課

▶ 用語

マイクログリッド コミュニティの中に太陽光発電や小水力発電等の発電設備や蓄電池を設置し、電気の地産地消や防災利用を目指す小規模なエネルギーネットワークのこと

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 下水道施設の耐震化等

○宮渕・両島・上高地の各浄化センターは、耐震診断結果に基づき、施設のストックマネジメント事業^{*}と整合を図りながら効率的に進める必要があります。

○下水道管渠^{きょ}については、マンホールの浮上防止及び接続部の可とう化を重点に耐震化を進めていますが、全ての管路の耐震化は困難なため、緊急度が高い重要な幹線管渠^{きょ}を優先して計画的な耐震化を進める必要があります。

現在の水準を示す指標

下水道管渠^{きょ}の耐震化率

16% (R2)

施策 汚水処理の効率化

○山間部や農村部では、長い管渠^{きょ}が不要で地震等の災害対応力が高く、早期に復旧可能な合併処理浄化槽設置により適正処理を進める必要があります。

▶ 用語

ストックマネジメント事業 老朽化を考慮したリスク評価に基づき、中長期的な視点で施設全体を計画的かつ効果的に管理する事業

推進方針（施策の方向性）

施策 下水道施設の耐震化等

- 宮渕・両島・上高地の各浄化センターは、耐震診断結果に基づき、施設のストックマネジメント事業と整合を図りながら効率的に耐震化を進めます。
- 全ての管路の耐震化は困難なため、緊急度が高い重要な幹線管路を優先して、計画的に耐震化を進めます。

主な事業

- | | |
|-------------|------|
| ・下水道処理施設耐震化 | 下水道課 |
| ・下水道管渠耐震化 | 下水道課 |

施策 汚水処理の効率化

- 住宅が点在していて集合処理が効率的ではない区域は、合併処理浄化槽設置により日常生活の快適性、河川、地下水の水質保全を図ります。

主な事業

- | | |
|------------|-------|
| ・家庭雑排水対策事業 | 環境保全課 |
|------------|-------|

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

幹線道路網の整備

再掲 1-1、2-1、2-2、2-4、5-2

○災害時には、市外からの物資供給が長期間停止したり、孤立する地区が発生する可能性があるため、国道19号拡幅、中部縦貫自動車道の建設及び国道158号の整備を国、長野県と共に促進する必要があります。また、道路交通ネットワークを確立し、幹線的な市道の整備を推進するとともに長寿命化修繕計画に基づき道路の重要構造物である橋梁^{りょう}の計画的な修繕を進める必要があります。

現在の水準を示す指標

要補修橋梁 ^{りょう} の補修実施率（橋長5m以上）	56% (R2)
都市計画道路の整備率	42% (R2)
市道内環状北線整備供用開始率	77% (R2)
市道内環状北線整備用地進捗率	95% (R2)

施策

公共交通機関における交通事業者及び関係機関との連携体制の強化

再掲 5-2

○災害発生時、速やかに公共交通機関の被災状況を把握し、早期復旧に向けた交通事業者及び関係機関との連絡調整、代替輸送手段を確保するための連携体制の強化が必要です。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

推進方針（施策の方向性）

施策 幹線道路網の整備

再掲 1-1、2-1、2-2、2-4、5-2

○道路交通ネットワークを確保するため、国道19号の拡幅、中部縦貫自動車道の建設及び国道158号の整備を国、長野県と共に促進します。また、幹線的な市道の整備を推進するとともに長寿命化修繕計画に基づき道路の重要構造物である橋梁^{りょう}の計画的な修繕を進めます。

主な事業

- | | |
|----------------------------|-------|
| ・橋梁 ^{りょう} の長寿命化修繕 | 建設課 |
| ・幹線道路の整備 | 建設課 |
| ・国道19号松本拡幅 | 建設総務課 |
| ・国道158号奈川渡改良 | 建設総務課 |
| ・松本波田道路（中部縦貫道） | 建設総務課 |
| ・県道内環状南線整備 | 建設総務課 |
| ・市道内環状北線整備 | 建設課 |

施策

公共交通機関における交通事業者及び関係機関との連携体制の強化

再掲 5-2

○平常時から交通事業者及び関係機関との会議等を通じて、情報の収集・提供・共有などの連絡体制を強化し、速やかな状況把握、復旧に向けた調整が行える体制を整えます。

○公共交通の部分的な被害が、地域全体の交通麻痺^{むひ}につながらないよう、代替輸送を確保するなどの対応ができる連携体制を、交通事業者及び関係機関と事前に構築します。

主な事業

- ・公共交通機関における交通事業者及び関係機関との連携体制の強化 公共交通課

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

消防水利の確保

再掲 1-2

○地震に伴う大規模火災に対応できる消防水利を確保する必要があります。

現在の水準を示す指標

耐震性貯水槽の整備数

71 基 (R2)

施策

消防団の充実強化

再掲 1-1、1-2、1-3、1-4、2-3、7-3、7-6

○消防団員の確保が難しい状況を踏まえ、新規消防団員の確保に努めるとともに、

消防団施設及び消防車両・設備の充実を継続して進める必要があります。

現在の水準を示す指標

消防団員数

1,887 人 (R2)

施策

自主防災組織の育成強化

再掲 1-1、1-2、1-5、2-3

○災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時から自主防災組織の活動や訓練等を通じて市民の防災意識向上に努め、自助・共助・公助による体制を構築していく必要があります。

現在の水準を示す指標

自主防災組織の結成率

99% (R2)

自主防災組織のうち、年1回以上防災訓練を実施している組織の割合

26%

(H29～R元の平均値)

施策

都市計画

再掲 1-1、1-2

○緑による都市の防災機能を高めるため、まちなかの緑を増やすグリーンインフラ※等の取組みを進める必要があります。

○災害に強いまちづくりを進めるため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業を推進する必要があります。

現在の水準を示す指標

総合危険度4の街区割合

8% (R1)

総合危険度5の街区割合

3% (R1)

▶ 用語

グリーンインフラ グリーンインフラストラクチャー (Green Infrastructure) の略で、単一目的で整備するグレーインフラとは異なり、社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組み。計画から整備、維持管理に至るまで、公民が連携し多様な主体が共同で取り組むことにより、新たなコミュニティの創出にもつながる。ポイント① 水やみどり、土などの自然の機能を活かしたインフラ。ポイント② 環境、経済、社会の複数の課題解決に資するインフラ。ポイント③ 新たなコミュニティの創出につながるインフラ

推進方針（施策の方向性）

施策 消防水利の確保 再掲 1-2

○地震による災害危険度判定調査の総合危険レベルが4、5の密集市街地等において耐震性貯水槽の整備を進めます。

主な事業

- ・消火栓及び耐震性貯水槽の整備

消防防災課

施策 消防団の充実強化 再掲 1-1、1-2、1-3、1-4、2-3、7-3、7-6

○消防団の処遇改善や団員の負担軽減等、時代に即した消防団への改革を進め、消防団に対する社会的理解を深めながら団員数の確保に努めます。また、消防団施設及び消防車両・設備の整備を継続して進めます。

主な事業

- ・消防団車両の更新
- ・消防団詰所の改築

消防防災課

消防防災課

施策 自主防災組織の育成強化 再掲 1-1、1-2、1-5、2-3

○自主防災組織の活動や訓練等を通じて市民の防災意識向上に努め、防災活動支援補助金の活用を促進して、「自助」、「共助」、「公助」による体制の構築を進めます。

主な事業

- ・自主防災組織防災活動支援補助金交付

危機管理課

施策 都市計画 再掲 1-1、1-2

○緑による都市の防災機能を高めるため、まちなかの緑を増やすグリーンインフラ等の取組みを進めます。

○災害に強いまちづくりを進めるため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業を推進します。

主な事業

- ・防災都市づくり計画

都市計画課

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

バランスの取れた土地利用

再掲 1-1、1-2、7-2

○管理不全空家※等は、適正管理の必要性について周知を図る必要があります。また、老朽危険空家※（特定空家等※）については、所有者による解体を促進する必要があります。

現在の水準を示す指標

老朽危険空家※等除却費補助制度を利用した空家等の除却件数

2 件 (R2)

▶ 用語

管理不全空家 空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する、居住その他の使用がされていないことが常態である建築物又はこれに付属する工作物及びその敷地のこと。この空家等のうち、所有者等による適切な管理が行われておらず、建物の破損、ごみの放置、敷地内の雑草や樹木の繁茂等により、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空家を指す **老朽危険空家** 松本市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱第 2 条第 2 項に規定する、市内に所在する空家等のうち、特定空家等及び特定空家等に準ずるものとして市長が認めるものをいう。老朽危険空家等に認定された空家等は、除却費補助金の交付対象となる **特定空家等** 空家等（管理不全空家参照）のうち、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態等のものを指す（同法第 2 条第 2 項）

推進方針（施策の方向性）

施策 バランスの取れた土地利用

再掲 1-1、1-2、7-2

○「松本市空家等対策計画」に基づき、管理不全空家※等への対策として、所有者等に空家等の現状を伝え、自発的な改善について意識の醸成や理解増進に努めるとともに、老朽危険空家等除却費補助金制度を運用し、所有者による解体の促進を図ります。

主な事業

- ・空き家対策事業

住宅課

起きてはならない最悪の事態

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う 陥没による交通麻痺

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 住宅、建築物の耐震化

再掲 1-1

- 住宅の耐震化率は、約88%（R2）で、92%（R7）の目標達成に向けた取組みが必要ですが、「後継者がいない」「高齢化による資金不足」などの理由により、耐震診断を行っていない住宅や、診断はしたものの耐震改修に至らない住宅が多く残っている状況です。
- 特定既存耐震不適格建築物※の耐震化率は、約88%（R2）で、95%（R7）の目標達成に向けた取組みが必要ですが、耐震診断・耐震改修の費用が高額に上ることなどの理由により、耐震化が十分に進んでいない状況です。
- 地震により建物等が倒壊すると、住民の避難や緊急車両の通行に支障が生じるおそれがあることから、通行を確保するため、沿道建築物の耐震化等による対策を進める必要があります。
- 市民の生命・財産を守り、安全で安心してゆとりをもって暮らせるまちをつくるため、既存建築物の耐震化等による対策を一層進める必要があります。

現在の水準を示す指標

住宅の耐震化率	88% (R2)
特定既存耐震不適格建築物※の耐震化率	88% (R2)

施策 バランスの取れた土地利用

再掲 1-1、1-2、7-1

- 管理不全空家※等は、適正管理の必要性について周知を図る必要があります。また、老朽危険空家※（特定空家等※）については、所有者による解体を促進する必要があります。

現在の水準を示す指標

老朽危険空家※等除却費補助制度を利用した空家等の除却件数	2件 (R2)
------------------------------	---------

▶ 用語

特定既存耐震不適格建築物 昭和56年5月31日以前に着工して建築された、学校、病院、百貨店、事務所など、多数の人が利用する一定規模以上の建築物。管理不全空家 空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する、居住その他の使用がされていないことが常態である建築物又はこれに付属する工作物及びその敷地のこと。この空家等のうち、所有者等による適切な管理が行われておらず、建物の破損、ごみの放置、敷地内の雑草や樹木の繁茂等により、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空家を指す。老朽危険空家 松本市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱第2条第2項に規定する、市内に所在する空家等のうち、特定空家等及び特定空家等に準ずるものとして市長が認めるものをいう。老朽危険空家等に認定された空家等は、除却費補助金の交付対象となる。特定空家等 空家等（管理不全空家参照）のうち、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態等のものを指す（同法第2条第2項）

推進方針（施策の方向性）

施策 住宅、建築物の耐震化

再掲 1-1

- 松本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに沿った取組みを着実に進めることにより、住宅の耐震化率向上を図ります。
- 「松本市耐震改修促進計画（第3期）（R3～R7）」に沿った取組みを着実に進めることにより、特定既存耐震不適格建築物※の耐震化率向上を図ります。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化路線の指定に向けた検討を継続していきます。また、ブロック塀等の転倒防止、狭い道路の拡幅整備等による総合的な安全対策を図ります。
- 地震等災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭い道路整備等促進事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等の推進を図ります。

主な事業

- | | |
|---------------|-----------|
| ・住宅、建築物耐震診断 | 建築指導課、住宅課 |
| ・住宅、建築物耐震改修促進 | 建築指導課、住宅課 |

施策 バランスの取れた土地利用

再掲 1-1、1-2、7-1

- 「松本市空家等対策計画」に基づき、管理不全空家※等への対策として、所有者等に空家等の現状を伝え、自発的な改善について意識の醸成や理解増進に努めるとともに、老朽危険空家等除却費補助金制度を運用し、所有者による解体の促進を図ります。

主な事業

- | | |
|----------|-----|
| ・空き家対策事業 | 住宅課 |
|----------|-----|

起きてはならない最悪の事態

7-3 ため池、防災インフラ※、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 農業用ため池の点検、診断

- 築造年代が古く、大規模地震や台風、豪雨等により決壊し、下流の人家に影響を与えるリスクが高いため池（防災重点農業用ため池）について、一斉点検の結果に基づき対策を実施する必要があります。
- 下流域に極めて影響が大きい農業用ため池（防災重点農業用ため池）については、国、長野県の補助制度等を活用し、施設管理者の負担軽減を図りながら、ため池の緊急の耐震補強を進める必要があります。
- 管理者の高齢化や、受益がなくなり管理されなくなったため池（防災重点農業用ため池を含む。）については、国、長野県の補助制度等を活用し、施設管理者の負担軽減を図りながら、ため池の廃止を検討する必要があります。

現在の水準を示す指標

ため池の点検・診断率	100% (H26)
ため池の廃止数	0 か所 (R2)

施策 松本市ハザードマップの作成、配布

再掲 1-3、1-4、7-6

- 洪水発生時の浸水想定区域を掲載したハザードマップは、全世帯・全事業所に配布されていますが、市民にハザードマップの活用方法や災害時の避難方法などについて繰り返し周知を図るなど、ハード面とともに、ソフト面の対策も一層進める必要があります。なお、今後の洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域の見直しに伴い、適宜更新していく必要があります。
- 災害リスクを三次元地図として可視化したより分かりやすい3D都市モデルでのハザードマップについて、市民へ周知する必要があります。

現在の水準を示す指標

「計画規模」ハザードマップ作成率	100% (H26)
「想定最大規模」ハザードマップ作成率	100% (R3)

▶ 用語

防災インフラ 治水対策、高潮対策、土砂災害対策、道路防災対策などの防災・減災に資するダム、堤防等のインフラを指す
♪アラート 全国瞬時警報システム。弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム

推進方針（施策の方向性）

施策 農業用ため池の点検、診断

- 築造年代が古く、大規模地震や台風、豪雨等により決壊し、下流の人家に影響を与えるリスクが高いため池（防災重点農業用ため池）について、一斉点検の結果に基づき対策を実施します。
- 下流域に極めて影響が大きい農業用ため池（防災重点農業用ため池）については、国、長野県の補助制度等を活用し、施設管理者の負担軽減等を図りながら、ため池の緊急の耐震補強を進めます。
- 管理者の高齢化や、受益がなくなり管理されなくなったため池（防災重点農業用ため池を含む。）については、国、長野県の補助制度等を活用し、施設管理者の負担軽減を図りながら、ため池の廃止を検討します。

主な事業

・農業用ため池の廃止

耕地課

施策 松本市ハザードマップの作成、配布

再掲 1-3、1-4、7-6

- 自分の周りには、どのような災害リスクがあるのかを知り、適切な避難行動がおこせるよう、マイタイムライン※の作成や最新のハザードマップ活用等による、災害に対する意識醸成のソフト対策を推進します。

主な事業

・松本市ハザードマップの作成、配布

消防防災課

▶ 用語

マイタイムライン 住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、取りまとめるもの

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

市民への情報伝達手段の多重化

再掲 1-4、4-1、4-2、4-3、7-6

- 避難指示等の発令基準をより明確にし、土砂災害警戒区域ごとに速やかに情報を伝達できるよう、情報伝達体制を確立する必要があります。

現在の水準を示す指標

J アラート※自動起動、緊急速報メールの整備率	100%(H25)
同報系デジタル防災行政無線等の整備率	99% (R2)
移動系防災無線の配備率	100%(H27)

施策

焼岳・乗鞍岳火山防災対策

再掲 1-4

- 焼岳小屋の改築整備事業を令和2年に凍結し、シェルター機能を持った山小屋としての再整備が困難となったことに伴い、避難施設の整備の再検討を進めていく必要があります。
- 市が指定した避難促進施設において、円滑な避難ができるよう、関係者が連携し、対策に取り組む必要があります。

現在の水準を示す指標

焼岳火山防災計画	策定済
----------	-----

推進方針（施策の方向性）

施策 市民への情報伝達手段の多重化

再掲 1-4、4-1、4-2、4-3、7-6

- 避難情報発令の際に適切な避難行動をとるには、日頃から自分の周りの災害リスクを理解していることが重要であることから、警戒区域内の住民等に対する個別の周知や、避難行動につながる具体的なメッセージの発信等、効果的な情報伝達の構築を進めます。

主な事業

- | | |
|--------------------|---------|
| ・同報系デジタル防災行政無線等の整備 | 消防防災課 |
| ・移動系防災無線の整備 | 消防防災課 |
| ・C A T V設備等老朽化対策事業 | D X推進本部 |

施策 焼岳・乗鞍岳火山防災対策

再掲 1-4

- 焼岳エリアにおける避難施設の整備を再検討します。

- 避難促進施設における避難確保計画の策定、見直し、訓練の実施について支援をします。

主な事業

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ・焼岳・乗鞍岳火山防災対策事業 | 危機管理課、
アルプスリゾート整備本部 |
|-----------------|------------------------|

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

上高地防災対策

再掲 1-4、4-3、9-1

- 国際的な観光地である上高地は、外部へ通ずる道路が1本しかなく、焼岳の噴火や土砂災害により道路が遮断されると孤立するため、通信・情報提供機能の充実、避難・誘導・救助方法の確立、指定緊急避難場所の指定及び上高地消防隊の防災拠点整備など、ソフト・ハード両面で対策を進める必要があります。
- 上高地の観光客等を拠点地区（徳沢、横尾地区）へ避難させるとともに、傷病者の搬送等を迅速に行うため、徳沢－横尾間に管理用道路及び車道橋を整備する必要があります。
- 徳沢－横尾間まで電源・光ケーブルを埋設することにより、通信・情報伝達機能を整備し、観光客・登山者に向けた迅速な避難体制を構築する必要があります。
- 上高地内の指定避難所の収容数には限りがあるため、孤立した場合を想定した宿泊施設との協力体制を構築する必要があります。

現在の水準を示す指標

防災拠点の整備率	100%(H27)
接続拠点の稼働率	100%(H26)
携帯電話基地局の稼働率	100% (R2)
公衆無線LANアクセスポイントの稼働率	常時利用可能(R2)
上高地徳沢～横尾 道路・車道橋整備率	0% (R2)
上高地徳沢～横尾 光ケーブルの延長率	100% (R1)
上高地徳沢～横尾 埋設工事による電力・光ケーブルの延長率	0% (R2)

施策

消防団の充実強化

再掲 1-1、1-2、1-3、1-4、2-3、7-1、7-6

- 消防団員の確保が難しい状況を踏まえ、新規消防団員の確保に努めるとともに、消防団施設及び消防車両・設備の充実を継続して進める必要があります。

現在の水準を示す指標

消防団員数	1,887人 (R2)
-------	-------------

推進方針（施策の方向性）

施策 上高地防災対策

再掲 1-4、4-3、9-1

- 焼岳の噴火や土砂災害による孤立を想定して、通信・情報提供機能の充実、避難・誘導・救助方法の確立、指定緊急避難場所の指定及び上高地消防隊の防災拠点整備など、ソフト・ハード両面から対策を進めます。
- 関係機関、関係府省庁、地元関係者と連携を図り、徳沢－横尾間に管理用道路及び車道橋の整備を進めます。
- 徳沢－横尾間まで電源・光ケーブルを埋設することにより、通信・情報伝達機能を整備し、観光客・登山者に向けた迅速な避難体制の構築を推進します。
- 上高地内の指定避難所の収容数には限りがあるため、孤立した場合を想定した宿泊施設との協力体制の構築に努めます。

主な事業

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・上高地消防隊防災拠点の整備 | 消防防災課 |
| ・上高地への災害情報通信手段の確保 | 消防防災課 |
| ・上高地携帯電話不感エリア対策 | DX推進本部 |
| ・上高地対策公衆無線LAN整備 | DX推進本部 |
| ・上高地徳沢～横尾の管理用道路整備 | アルプスリゾート整備本部 |
| ・上高地徳沢～横尾の電源、光ケーブル敷設 | アルプスリゾート整備本部 |

施策 消防団の充実強化

再掲 1-1、1-2、1-3、1-4、2-3、7-1、7-6

- 消防団の待遇改善や団員の負担軽減等、時代に即した消防団への改革を進め、消防団に対する社会的理解を深めながら団員数の確保に努めます。また、消防団施設及び消防車両・設備の整備を継続して進めます。

主な事業

- | | |
|-----------|-------|
| ・消防団車両の更新 | 消防防災課 |
| ・消防団詰所の改築 | 消防防災課 |

起きてはならない最悪の事態

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 住宅、建築物のアスベスト対策の促進

○地震等災害時において、既存建築物の吹付けアスベストが飛散する可能性があり、アスベスト対策を講ずる必要があります。

現在の水準を示す指標

アスベスト飛散防止対策件数

22 件 (R2)

推進方針（施策の方向性）

施策 住宅、建築物のアスベスト対策の促進

- 吹付けアスベストが使用されているおそれのある既存建築物について、含有調査等の支援を行うことにより、アスベスト対策の推進を図ります。
- 市民の健康被害を防ぎ、安心・安全なまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業等の推進を図ります。

主な事業

- ・アスベスト飛散防止対策事業

建築指導課

起きてはならない最悪の事態

7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 農地の利用促進 耕作放棄地の発生防止と再生

○農業の生産活動を通じて、農地の持つ水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の育成など多面的機能を十分發揮させるよう持続的な発展に努めていく必要があります。

現在の水準を示す指標

再生利用が可能な荒廃農地面積

25ha (R2)

施策 森林の多面的機能の維持の推進

○松本市の80%は森林が占め、そのうち38,270haが民有林であり、その大半が人工林で標準伐期を迎えてます。個人有林の多い里山では、木材価格の長期にわたる低迷等により所有者の森林への関心が低下しているため、森林造成事業の事業主体となる林業事業体に対し、国県の補助に市が嵩上げ補助を行い、森林所有者の個人負担を軽減させることにより、整備の促進を図る必要があります。

現在の水準を示す指標

間伐面積

80ha/年 (R2)

施策 食料生産体制の強化 再掲 5-3、7-5

○大雨や台風によるハウスの被害が懸念される中、安定した農業生産を確保するためには、平常時から営農基盤の強化が必要であり、パイプハウス整備等、農業者への支援を行う必要があります。

推進方針（施策の方向性）

施策 農地の利用促進 耕作放棄地の発生防止と再生

- 農産物の安定的な生産活動を確保するため、老朽化した農業水利施設などの基盤整備や多面的機能支払交付金を活用し農地の維持保全活動への支援を進めます。
- 地震や大雨等による二次災害防止に向けて、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら農地の再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組みます。

主な事業

- | | |
|----------------|-----|
| ・遊休荒廃農地対策事業 | 農政課 |
| ・中山間地域等直接支払事業 | 農政課 |
| ・多面的機能支払い交付金事業 | 耕地課 |

施策 森林の多面的機能の維持の推進

- 事業主体となる林業事業体に対し、国県の補助に市が嵩上げ補助を行い、森林所有者の個人負担を軽減させることにより、整備の促進を図ります。

主な事業

- | | |
|---------|-------|
| ・森林造成事業 | 森林環境課 |
|---------|-------|

施策 食料生産体制の強化

再掲 5-3、7-5

- 安定した農業生産を確保するため、引き続き園芸産地における事業継続強化対策・強い農業担い手づくり総合支援事業等により、農業者への支援を行い、営農基盤の強化を図ります。

主な事業

- | | |
|-----------|-----|
| ・果樹振興事業 | 農政課 |
| ・そ菜花き振興事業 | 農政課 |

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

農業の担い手育成・確保

再掲 5-3

○耕作地の多くは地域によって守られていますが、耕作者の高齢化や後継者不足により、農業生産力の低下や耕作されない農地の増加が見込まれるため、新規就農者への支援や農地の集積・集約を行う必要があります。

現在の水準を示す指標

新規就農者育成対策事業研修修了後の営農継続者数

37人 (R2)

推進方針（施策の方向性）

施策 農業の担い手育成・確保 再掲 5-3

○農業に関心のある者に対し、就農ニーズに応える機会を創出します。また農業経営開始に必要な支援を行うほか、地域の農業者を中心とした経営指導により、新規就農者の地域への定着を図ります。

○地域の農業の中核を担う農業経営体が安定的効率的な農業経営を継続できるよう、農地の集積・集約化を図ります。

主な事業

- ・就農者育成対策事業

農政課

起きてはならない最悪の事態

7-6 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 松本市ハザードマップの作成、配布 再掲 1-3、1-4、7-3

○洪水発生時の浸水想定区域を掲載したハザードマップは、全世帯・全事業所に配布されていますが、市民にハザードマップの活用方法や災害時の避難方法などについて繰り返し周知を図るなど、ハード面とともに、ソフト面の対策も一層進める必要があります。なお、今後の洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域の見直しに伴い、適宜更新していく必要があります。

○災害リスクを三次元地図として可視化したより分かりやすい3D都市モデルでのハザードマップについて、市民へ周知する必要があります。

現在の水準を示す指標

「計画規模」ハザードマップ作成率	100%(H26)
「想定最大規模」ハザードマップ作成率	100% (R3)

施策 市民への情報伝達手段の多重化 再掲 1-4、4-1、4-2、4-3、7-3

○避難指示等の発令基準をより明確にし、土砂災害警戒区域ごとに速やかに情報を伝達できるよう、情報伝達体制を確立する必要があります。

○日頃から、市民に対して高齢者等避難、避難指示等の内容を十分広報するとともに、地区又は町会単位の情報伝達体制を構築し、適切な避難行動が取れるよう、周知を進める必要があります。

○住民に対して災害情報を一斉に伝達する同報系防災行政無線は、令和4年度までに設備更新を完了し、合併地区を含む全市統一化を進める必要があります。また、安定した運用のため、維持管理を継続するとともに、放送を補完するメール配信などの情報伝達手段について、市民に広く周知する必要があります。

○メール配信、臨時災害FM放送局の開設、Jアラート※の自動起動装置の整備及びLアラート※の加入等、災害時の情報提供方法を多様化する対策はとられていますが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、運用方法について検討を進める必要があります。

○防災行政無線及び衛星電話により、非常時にも通信が行えるよう、日頃から実践的な訓練を継続して行う必要があります。

現在の水準を示す指標

Jアラート※自動起動、緊急速報メールの整備率	100%(H25)
同報系デジタル防災行政無線等の整備率	99% (R2)
移動系防災無線の配備率	100%(H27)

▶ 用語

Jアラート 全国瞬時警報システム。弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム Lアラート 地方公共団体等が発出した避難指示といった災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤

推進方針（施策の方向性）

施策 松本市ハザードマップの作成、配布 再掲 1-3、1-4、7-3

○自分の周りには、どのような災害リスクがあるのかを知り、適切な避難行動がおこせるよう、マイタイムライン※の作成や最新のハザードマップ活用等による、災害に対する意識醸成のソフト対策を推進します。

主な事業

- ・松本市ハザードマップの作成、配布 消防防災課

施策 市民への情報伝達手段の多重化 再掲 1-4、4-1、4-2、4-3、7-3

○避難情報発令の際に適切な避難行動をとるには、日頃から自分の周りの災害リスクを理解していることが重要であることから、警戒区域内の住民等に対する個別の周知や、避難行動につながる具体的なメッセージの発信等、効果的な情報伝達の構築を進めます。

○日頃から、市民に対して高齢者等避難、避難指示などの内容を十分広報するとともに、地区又は町会単位の情報伝達体制を構築し適切な避難行動が取れるよう、周知を進めます。

○令和4年度までに、合併地区の同報系防災行政無線の更新を完了させ、全市で統一したシステムに統合します。今後は、安定したシステム運用のための保守点検等維持管理を継続します。また、災害情報を取得する手段について、広く市民に知ってもらうための取組みを推進します。

○メール配信、臨時災害FM放送局の開設、Jアラート※の自動起動装置の整備及びLアラート※の加入等、災害時の情報提供方法を多様化する対策はとられていますが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、運用方法について検討を進めます。

○毎月実施する更新訓練を継続して非常時に備えます。

主な事業

- ・同報系デジタル防災行政無線等の整備 消防防災課
- ・移動系防災無線の整備 消防防災課
- ・CATV設備等老朽化対策事業 DX推進本部

▶ 用語

マイタイムライン 住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、取りまとめるもの

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

消防団の充実強化

再掲 1-1、1-2、1-3、1-4、2-3、7-1、7-3

○消防団員の確保が難しい状況を踏まえ、新規消防団員の確保に努めるとともに、
消防団施設及び消防車両・設備の充実を継続して進める必要があります。

現在の水準を示す指標

消防団員数

1,887人（R2）

推進方針（施策の方向性）

施策 消防団の充実強化

再掲 1-1、1-2、1-3、1-4、2-3、7-1、7-3

○消防団の処遇改善や団員の負担軽減等、時代に即した消防団への改革を進め、消防団に対する社会的理解を深めながら団員数の確保に努めます。また、消防団施設及び消防車両・設備の整備を継続して進めます。

主な事業

- ・消防団車両の更新
- ・消防団詰所の改築

消防防災課

消防防災課

事前に備えるべき目標

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 災害廃棄物の円滑・迅速な処理体制の整備

- 災害廃棄物の円滑な処理を行うためには、災害廃棄物処理計画に基づく仮置場の迅速な選定・設置及び効率的な収集・運搬方法について平常時から想定し実施体制を整備する必要があります。
- 仮置場の役割及び排出時の分別の徹底等、災害廃棄物に関する市民の理解が必要不可欠なため、継続的な周知・啓発を行う必要があります。
- 一般棄物処理施設、し尿処理施設等について、松塩地区広域施設組合と連携して施設の耐震化や補修等を行い、災害時にも安定した受入れが行える体制を構築する必要があります。
- 大規模災害時に発生する膨大な廃棄物を処理するため、最終処分場の埋立容量の確保に努めるとともに、埋立容量が不足する場合に備え、応援要請先の確保、災害廃棄物処理に関する災害応援協定の拡充等を行う必要があります。

現在の水準を示す指標

災害廃棄物処理計画

策定済（R1）

推進方針（施策の方向性）

施策　災害廃棄物の円滑・迅速な処理体制の整備

- 災害廃棄物処理に係るレジリエンスを高めるため、関係法令や国の対策指針の改定による新たな知見を取り込みつつ、地域防災計画や被害想定等、本計画に係る諸条件の変更に合わせた点検・改定及び仮置場候補地の定期的な更新を行い、実効性を確保します。
- 仮置場の役割及び適正分別の重要性について、ホームページや出前講座、防災訓練等を通じて継続的な市民周知・啓発を進めます。
- 災害時においても安定的に廃棄物の受け入れができるよう、松塩地区広域施設組合と連携して廃棄物処理施設の耐震化や補修等を計画的に行います。
- 膨大な災害廃棄物を処理するため、最終処分場の埋立容量の確保に努めるとともに、埋立容量が不足する場合に備え、応援要請先の確保、災害廃棄物処理に関する災害応援協定の拡充等を進めます。

主な事業

- ・災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の円滑・迅速な処理
- 環境・地域エネルギー課、
環境業務課

起きてはならない最悪の事態

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策

災害時における被災建築物応急危険度判定士※及び被災宅地危険度判定士※の円滑な受入体制の確保

○被災地において、二次災害の防止のため、応急危険度判定士が安全かつ迅速に判定作業が行えるよう、円滑な受入体制の構築とともに、長野県や関係機関との連携を強化する必要があります。

施策

災害時における復興体制の事前準備

○被災後、災害応急対策から切れ目なく、復興対策を迅速かつ着実に進めるため、平常時から復興体制の構築について検討する必要があります。

▶ 用語

被災建築物応急危険度判定士 大地震での二次災害を防ぐため、被災した建物を調べ、余震による倒壊や部材の落下などの危険性を判定する専門家（建築士などの資格を持つ人が一定の講習を受けることで県から認定される）
被災宅地危険度判定士 大規模な地震・大雨などで被害を受けた宅地を調査し、二次災害の危険度を判定する技術者。地方公共団体の要請に応じて、宅地の亀裂などの被害状況を調べる

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する
8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、よ
り良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

推進方針（施策の方向性）

施策

災害時における被災建築物応急危険度判定士※及び被
災宅地危険度判定士※の円滑な受入体制の確保

- 長野県や関係機関との連携強化により、災害時に応急危険度判定士が直ちに活動
できる体制づくりを進めます。
- 危険度判定に必要な資機材の安定確保に努めます。

主な事業

- ・災害時における被災建築物応急危険度判定士※及び被災 建築指導課
宅地危険度判定士※の円滑な受入体制の確保

施策

災害時における復興体制の事前準備

- 被災後、復興計画を策定し、迅速かつ着実に復興対策を進めることができるように、
災害復興対策本部体制の構築等を復興体制の事前準備を進めます。

主な事業

- ・災害時における復興体制の事前準備 総合戦略室

起きてはならない最悪の事態

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等 による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 無形文化財の保護

- 市内の各地域には、地域住民が守ってきた身近な文化財が数多くありますが、一度失われると、有形・無形を問わず、復元することは非常に困難です。その価値が認識されないままの滅失することを防ぐため、身近な文化財の存在と価値を地域で共有するための取組みを進める必要があります。
- 松本市文化財保護事業補助金交付要綱を定め、無形民俗文化財の保存活動等を行っている団体に補助金を交付しています。無形文化財の実施と継承に相応の費用が必要となり、特に規模の小さな単位で行われる伝統行事や祭礼行事については、その後継者育成などの保存活動に係る費用を確保する必要があります。

施策 松本城南・西外堀復元事業

再掲 9-2

- 松本城南・西外堀復元については、都市計画道路内環状北線と一体的な整備を促進し、災害時の避難・救護機能を持つ防災空間の確保を図るとともに、松本城を中心に歴史・文化遺産の保護と活用によるまちづくりを推進する必要があります。

現在の水準を示す指標

事業用地の取得率

66% (R2)

推進方針（施策の方向性）

施策 無形文化財の保護

- 身近にある文化財=「地域のたから」を認識し、その存在と価値を地域で共有するための取組みを進め、将来に渡って文化財を地域で保護していく機運を醸成していくことを目指します。また、専門家と協力して詳細な記録調査を行い、やむを得ず文化財が失われることがあっても、後世に情報を伝えることが可能となるよう、文化財の記録保存に取り組みます。
- 文化財の維持管理、保護育成に係る経費負担の軽減のため、必要に応じて、「松本市文化財保護事業補助金交付要綱」の改正を検討します。また、未指定文化財の保存活用に係る財政面での支援に関しても、国や長野県が設ける補助事業を活用しながら、地域の文化財を適切に保存活用していくための市財政負担の効率化について検討を進めます。

主な事業

- ・ 指定無形民俗文化財保存活用団体補助 文化財課

施策 松本城南・西外堀復元事業

再掲 9-2

- 松本城南・西外堀復元については、都市計画道路内環状北線と一体的な整備を促進し、災害時の避難・救護機能を持つ防災空間の確保を図るとともに、松本城を中心に歴史・文化遺産の保護と活用によるまちづくりを推進します。

主な事業

- ・ 松本城南・西外堀復元事業 お城まちなみ創造本部

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 文化財施設の耐震化等

再掲 1-1、9-1、9-2

- 国宝松本城天守及び国宝旧開智学校校舎を貴重な文化財として後世に引き継ぐとともに、訪れる大勢の観光客の安全を守るために、文化的価値を損なわないよう留意し、耐震化事業を進める必要があります。
- 文化財として、また社会教育施設として大勢の市民が利用する重要文化財旧松本高等学校校舎の耐震化事業については、利用者の安全が確保できるよう、耐震性能を満たしながら文化的価値を損なわない補強案を検討し、事業を進める必要があります。
- 文化財建造物の防災体制強化のため、既存防災設備の更新と必要な設備の新設を図る必要があります。
- 国の特別天然記念物「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」の指定地内に、崩落が進み、温泉施設や観光客に被害を与えるおそれがある箇所があります。

現在の水準を示す指標

国宝松本城耐震診断執行率	100% (H28)
天守防災施設整備工事進捗率	25% (R2)
国宝旧開智学校校舎耐震対策事業 進捗率	20% (R2)
国宝旧開智学校校舎防災対策事業 進捗率	10% (R2)
重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業 進捗率	40% (R2)

推進方針（施策の方向性）

施策 文化財施設の耐震化等

再掲 1-1、9-1、9-2

- 国宝松本城天守及び国宝旧開智学校校舎を貴重な文化財として後世に引き継ぐとともに、訪れる大勢の観光客の安全を守るため、文化的価値を損なわないよう留意し、耐震化事業を進めます。
- 文化財として、また社会教育施設として大勢の市民が利用する重要文化財旧松本高等学校校舎の耐震化事業については、利用者の安全が確保できるよう、耐震性能を満たしながら文化的価値を損なわない補強案を検討し、事業を進めます。
- 文化財建造物の防災体制強化のため、既存防災設備の更新と必要な設備の新設を図ります。
- 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画に基づき、崩落防止工事等の現状変更について、関係機関と十分な事前協議を行い、関係法令・各計画との調整を図り、本特別天然記念物の保存と活用のバランスを図ります。

主な事業

- | | |
|-----------------------|-------|
| ・国宝松本城天守耐震対策事業 | 文化財課 |
| ・重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業 | 生涯学習課 |
| ・松本城防災設備整備事業 | 文化財課 |
| ・国宝旧開智学校校舎耐震対策事業 | 博物館 |
| ・国宝旧開智学校校舎防災対策事業 | 博物館 |
| ・白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業 | 文化財課 |

起きてはならない最悪の事態

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 住宅対策（応急仮設住宅の整備）

○応急仮設住宅の建設用地については、大規模災害発生時に大量に応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、プレハブ等の応急仮設住宅の建設が可能と思われる市有地等について、建設可能な土地を選定し、建設候補地のリストを作成していますが、発災時に円滑かつ迅速に応急仮設住宅建設に着手できるよう、リストを定期的に更新していく必要があります。

現在の水準を示す指標

応急仮設住宅建設候補地数

60 か所(H29)

推進方針（施策の方向性）

施策 住宅対策（応急仮設住宅の整備）

○発災時に円滑かつ迅速に応急仮設住宅建設に着手できるよう、プレハブ等の応急仮設住宅の建設候補地リストを定期的に更新します。

起きてはならない最悪の事態

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 風評被害等の防止に向けた正確な情報収集と発信

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要があります。
- 災害等の発生時に誤った情報が流れることにより発生する農産物の風評被害を防止するため、国、長野県等と連携し、正確なデータ収集と的確な情報発信を行う必要があります。

施策 海外誘客事業

- 大規模災害が発生した場合、情報量の少なさや地理的な不案内に起因して、外国において実体以上に危険性が強調され、被災地域以外においても外国人観光客が減少するなど、より強い形で外国人観光客の動向に影響が生じることが懸念されます。国内向けと同様に海外に向けても正確な情報提供を行う必要があります。

施策 被災農業者への金融支援

再掲 5-3

- 被災農業者等が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の情報提供を行う必要があります。

推進方針（施策の方向性）

施策 風評被害等の防止に向けた正確な情報収集と発信

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぎます。
- 災害等の発生時に誤った情報が流れることにより発生する農産物の風評被害を防止するため、国、長野県等と連携する体制を構築するとともに、正確なデータ収集と的確な情報発信を行います。

主な事業

- ・風評被害等の防止に向けた正確な情報収集と発信 危機管理課、農政課

施策 海外誘客事業

- 長野県、近隣市町村、関係機関等と連携して外国向け誘客プロモーション活動の施策を企画・実施し、海外に向けて、被災した観光地の状況と、正確な復旧状況の発信を行います。

主な事業

- ・海外誘客宣伝事業 観光プロモーション課

施策 被災農業者への金融支援

再掲 5-3

- 被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平常時より融資制度の周知を図るとともに、関係機関と連携を強化します。

主な事業

- ・被災農業者への金融支援 農政課

9 観光地や文化財が保全される

起きてはならない最悪の事態

●重点プログラム

9-1 文化財等の被災による、観光客等の死傷者の発生

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 文化財施設の耐震化等 再掲 1-1、8-3、9-2

- 国宝松本城天守及び国宝旧開智学校校舎を、貴重な文化財として後世に引き継ぐとともに、訪れる大勢の観光客の安全を守るために、文化的価値を損なわないよう留意し、耐震化事業を進める必要があります。
- 文化財として、また社会教育施設として大勢の市民が利用する重要文化財旧松本高等学校校舎の耐震化事業については、利用者の安全が確保できるよう、耐震性能を満たしながら文化的価値を損なわない補強案を検討し、事業を進める必要があります。
- 文化財建造物の防災体制強化のため、既存防災設備の更新と必要な設備の新設を図る必要があります。
- 国の特別天然記念物「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」の指定地内に、崩落が進み、温泉施設や観光客に被害を与えるおそれがある箇所があります。

現在の水準を示す指標

国宝松本城耐震診断実施率	100% (H28)
天守防災施設整備工事進捗率	25% (R2)
国宝旧開智学校校舎耐震対策事業 進捗率	20% (R2)
国宝旧開智学校校舎防災対策事業 進捗率	10% (R2)
重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業 進捗率	40% (R2)

施策 上高地防災対策 再掲 1-4、4-3、7-3

- 特別名勝及び特別天然記念物に指定されている上高地の優れた風致、景観、自然環境を将来にわたって保存していくとともに、観光客の安全対策を一層進める必要があります。

推進方針（施策の方向性）

施策 文化財施設の耐震化等 再掲 1-1、8-3、9-2

- 国宝松本城天守及び国宝旧開智学校校舎を、貴重な文化財として後世に引き継ぐとともに、訪れる大勢の観光客の安全を守るため、文化的価値を損なわないよう留意し、耐震化事業を進めます。
- 文化財として、また社会教育施設として大勢の市民が利用する重要文化財旧松本高等学校校舎の耐震化事業については、利用者の安全が確保できるよう、耐震性能を満たしながら文化的価値を損なわない補強案を検討し、事業を進めます。
- 文化財建造物の防災体制強化のため、既存防災設備の更新と、必要な設備の新設を図ります。
- 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画に基づき、崩落防止工事等の現状変更について、関係機関と十分な事前協議を行い、関係法令・各計画との調整を図り、本特別天然記念物の保存と活用のバランスを図ります。

主な事業

・国宝松本城天守耐震対策事業	文化財課
・松本城防災設備整備事業	文化財課
・国宝旧開智学校校舎耐震対策事業	博物館
・国宝旧開智学校校舎防災対策事業	博物館
・重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業	生涯学習課
・白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業	文化財課

施策 上高地防災対策 再掲 1-4、4-3、7-3

- 特別名勝及び特別天然記念物に指定されている上高地の優れた風致、景観、自然環境を将来にわたって保存していくとともに、観光客の安全対策を進めます。

9-2 後世に残すべき貴重な文化遺産の被災

脆弱性評価の結果（現状と課題）

施策 文化財施設の耐震化等

再掲 1-1、8-3、9-1

○松本市のシンボルである国宝松本城天守や国宝旧開智学校校舎、重要文化財旧松本高等学校校舎については、文化的価値を損なわぬよう留意しながら耐震化事業を進め、文化財建造物や特別天然記念物などの貴重な文化財を後世に引き継ぐ必要があります。

○文化財建造物の防災体制強化のため、既存防災設備の更新と、必要な設備の新設を図る必要があります。

現在の水準を示す指標

国宝松本城耐震診断執行率	100% (H28)
天守防災施設整備工事進捗率	25% (R2)
国宝旧開智学校校舎耐震対策事業 進捗率	20% (R2)
国宝旧開智学校校舎防災対策事業 進捗率	10% (R2)
重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業 進捗率	40% (R2)

施策 松本城南・西外堀復元事業

再掲 8-3

○松本城南・西外堀復元については、都市計画道路内環状北線と一体的な整備を促進し、災害時の避難・救護機能を持つ防災空間の確保を図るとともに、松本城を中心に歴史・文化遺産の保護と活用によるまちづくりを推進する必要があります。

現在の水準を示す指標

事業用地の取得率	66% (R2)
----------	----------

推進方針（施策の方向性）

施策 文化財施設の耐震化等

再掲 1-1、8-3、9-1

- 松本市のシンボルである国宝松本城天守や国宝旧開智学校校舎、重要文化財旧松本高等学校校舎については、文化的価値を損なわないよう留意しながら、耐震化事業を進めるとともに、文化財建造物や特別天然記念物などの貴重な文化財を後世に引き継ぐように努めます。
- 文化財建造物の防災体制強化のため、既存防災設備の更新と、必要な設備の新設を図ります。

主な事業

- | | |
|-----------------------|-------|
| ・国宝松本城天守耐震対策事業 | 文化財課 |
| ・松本城防災設備整備事業 | 文化財課 |
| ・国宝旧開智学校校舎耐震対策事業 | 博物館 |
| ・国宝旧開智学校校舎防災対策事業 | 博物館 |
| ・重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業 | 生涯学習課 |
| ・白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業 | 文化財課 |

施策 松本城南・西外堀復元事業

再掲 8-3

- 松本城南・西外堀復元については、都市計画道路内環状北線と一体的な整備を促進し、災害時の避難・救護機能を持つ防災空間の確保を図るとともに、松本城を中心歴史・文化遺産の保護と活用によるまちづくりを推進します。

主な事業

- | | |
|---------------|------------|
| ・松本城南・西外堀復元事業 | お城まちなみ創造本部 |
|---------------|------------|

第5章 計画の推進と見直し

1 国土強靭化の推進と他の計画等の必要な見直し

本計画は、国土強靭化の観点から他の計画等の指針となるべきものであり、他の計画等における基本的方向や施策等が本計画に定められた指針に従い、その下で推進されることを通じて、国土強靭化が総合的かつ計画的に進められるものです。

このため、本計画における施策及びプログラムの進捗状況を考慮して、必要に応じて他の計画等の内容及び所要の修正を行うことにより、全庁を挙げて国土強靭化を推進します。

2 本計画の見直し

本計画においては、国土強靭化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の国土強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靭化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととします。

なお、毎年度の施策及びプログラムの進捗状況等により、必要に応じて変更の検討を行い、所要の変更を加えるものとします。

3 各プログラムの推進とP D C Aサイクル

プログラムは、部局横断的に目標を達成するための施策群であり、いずれも一つの枠組みの中で実現できるものではありません。各プログラムの推進に当たっては、関係する各課において推進体制を構築し、データを共有するなど連携して施策を推進していきます。

また、プログラムの推進方針（Plan）に基づき個別施策を実施（Do）するとともに毎年度、施策の進捗状況の把握等（Check）を行い、必要に応じて新しい施策等を追加するなどプログラムの推進方針を見直す（Action）というP D C Aサイクル※（図1）を回していくこととします。

4 国、県、周辺自治体、民間事業者、市民等との連携

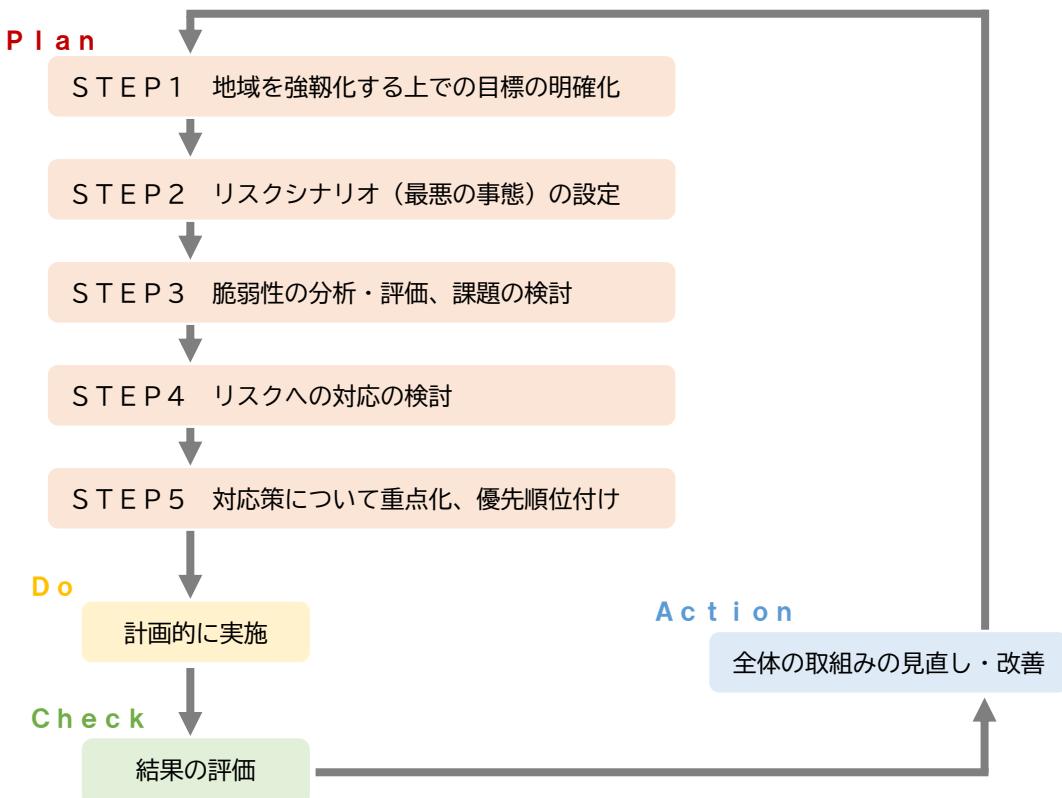
国土強靭化を実効性のあるものとするため、市のみならず国、県、周辺自治体、民間事業者、市民等を含め、関係者が連携して取り組むことが不可欠です。

公共事業だけではなく、企業による民間投資や市民との協働による強靭化への取組みなど、全ての分野の人々が連携することによって、大規模自然災害等に強い安心・安全な地域づくりを推進します。

▶ 用語

P D C Aサイクル 計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する典型的なマネジメントサイクルの一つ。このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動等の推進が可能とされる

図1



松本市国土強靭化地域計画 施策、事業 一覧

R3.3.31 現在

施策	事業	担当部署	進捗管理対象	完了事業	指標	現状値	目標値
1 住宅、建築物の耐震化	1 住宅、建築物耐震診断	建築指導課 住宅課	○		住宅耐震化率	R2	88% R7 92%
	2 住宅、建築物耐震改修促進	建築指導課 住宅課	○		特定既存耐震不適格建築物耐震化率	R2	88% R7 95%
2 幹線道路網の整備	3 橋梁の長寿命化修繕	建設課	○		要補修橋梁の補修実施率（橋長5m以上）	R2	56% R5 100%
	4 幹線道路の整備	建設課	○		都市計画道路の整備率	R2	42% R3 43%
	5 国道19号松本拡幅	建設総務課			無電柱化率(中心市街地の対象道路の整備率)	R2	29% R7 37%
	6 国道158号奈川渡改良	建設総務課					
	7 松本波田道路（中部縦貫道）	建設総務課					
	8 県道内環状南線整備	建設総務課	○		都市計画道路の整備率	R2	42% R3 43%
	9 市道内環状北線整備	建設課	○		供用開始率	R2	77% R4 100%
					用地進捗率	R2	95% R4 100%

R3.3.31 現在

施策	事業	担当部署	進捗管理対象	完了事業	指標	現状値	目標値
3 市有施設の耐震化	- 市有施設の耐震化	建築指導課	<input type="radio"/>	耐震化率	R2	97%	R7 100%
	10 地区公民館の耐震化	生涯学習課		施設耐震化率	H29	100%	-
	11 地区体育館等の耐震化	スポーツ推進課		施設耐震化率	H29	100%	-
	12 地区体育館等非構造部材の耐震化	スポーツ推進課		非構造部材耐震化率	R2	80%	R5 100%
	13 学校施設の耐震化	学校教育課		構造部材の耐震化率		100%	-
	14 学校施設屋内非構造部材の耐震化	学校教育課		非構造部材の耐震化率	R2	94%	R9 100%
	15 長寿命化改良事業及び改築事業	学校教育課		長寿命化改良事業の実施校率	R2	0%	R26 100%
	16 幼稚園、保育園の改築、耐震化	保育課		施設耐震化率	R2	100%	-
	17 市立児童館、児童センター改築、耐震化	こども育成課		施設耐震化率	R2	92%	R5 100%
	18 市営住宅の耐震化	住宅課		市営住宅耐震化率	R2	88%	R7 100%

R3.3.31 現在

施策	事業	担当部署	進捗管理対象	完了事業	指標	現状値	目標値
4 文化財施設の耐震化等	19 国宝松本城天守耐震対策事業	文化財課	○		天守耐震対策工事進捗率	R2	0% R17 100%
	20 松本城防災設備整備事業	文化財課	○		天守防災施設整備工事進捗率	R2	25% R6 100%
	21 国宝旧開智学校校舎耐震対策事業	博物館	○		工事の進捗率	R2	20% R6 100%
	22 国宝旧開智学校校舎防災対策事業	博物館	○		工事の進捗率	R2	10% R6 100%
	23 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業	生涯学習課	○		進捗率	R2	40% R2 40%
	24 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業	文化財課					
5 高齢者施設等の耐震化等	25 高齢者施設等の耐震化整備事業	高齢福祉課			地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実積件数	H24～R2 21件	-
	26 高齢者施設等の非常用自家発電整備事業	高齢福祉課					
	27 高齢者施設等の水害対策改修等事業	高齢福祉課					
	28 高齢者施設等のブロック塀等の改修事業	高齢福祉課					
	29 高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	高齢福祉課					
6 バランスの取れた土地利用	30 空き家等対策事業	住宅課			解体補助件数	R2 2件	R7 20件

R3.3.31 現在

施策	事業	担当部署	進捗管理対象	完了事業	指標	現状値	目標値
7 都市計画	31 防災都市づくり計画	都市計画課	○		総合危険度4の街区割合	R1	8%
	32 緑の基本計画	都市計画課			総合危険度5の街区割合	R1	3%
8 消防団の充実強化	33 消防団車両の更新	消防防災課			団員数	R2 1,887人	R7 現状維持
	34 消防団詰所の改築	消防防災課					
9 自主防災組織の育成強化	35 自主防災組織防災活動支援補助金交付	危機管理課	○		結成率	R2 99%	-
					自主防災組織のうち、年1回以上防災訓練を実施している組織の割合	H29～R元の平均値 26%	R7 40%
10 学校における防災教育の充実	36 学校における防災教育の充実	学校教育課					
11 消防水利の確保	37 消火栓及び耐震性貯水槽の整備	消防防災課	○		耐震性貯水槽の整備数	R2 71基	R9 75基
12 松本市ハザードマップの作成、配布	38 松本市ハザードマップの作成、配布	消防防災課	○		「計画規模」ハザードマップ作成率	H26 100%	-
					「想定最大規模」ハザードマップ作成率	R3 100%	-
13 河川水路網の整備	39 河川水路網の整備	建設課					
14 雨水渠 ^{きょ} の整備	40 雨水渠 ^{きょ} の整備	建設課	○		雨水排水区域面積の整備率	R2 19%	R7 20%

R3.3.31 現在

施策	事業	担当部署	進捗管理対象	完了事業	指標	現状値	目標値
15 市民への情報伝達手段の多重化	41 Jアラート自動起動、緊急速報メールの整備	危機管理課	○	○ 整備率	H25	100%	-
	42 同報系デジタル防災行政無線等の整備	消防防災課		○ 整備率	R2	99%	R4 100%
	43 移動系防災無線の整備	消防防災課		○ 配備率	H27	100%	-
	44 CATV設備等老朽化対策事業	DX推進本部					
16 焼岳・乗鞍岳火山防災対策	45 焼岳・乗鞍岳火山防災対策事業	危機管理課		○ 焼岳火山防災計画の策定	H25	策定済	-
17 上高地防災対策	46 上高地消防隊防災拠点の整備	消防防災課	○	○ 防災拠点の整備率	H27	100%	-
	47 上高地への災害情報通信手段の確保	消防防災課		○ 防災拠点の整備率	H27	100%	-
	48 上高地携帯電話不感エリア対策	DX推進本部		○ 接続拠点の稼働率	H26	100%	-
	49 上高地対策公衆無線LAN整備	DX推進本部		○ 公衆無線LANアクセスポイントの稼働率	R2	常時利用可能	常時利用可能
	50 上高地徳沢～横尾の管理用道路整備	アルプスリゾート整備本部		○ 上高地徳沢～横尾 道路・車道橋整備率	R2	0%	R9 100%
	51 上高地徳沢～横尾の電源、光ケーブル敷設	DX推進本部 アルプスリゾート整備本部		○ 上高地徳沢～横尾 光ケーブルの延長率 ○ 上高地徳沢～横尾 埋設工事による高圧電力ケーブル及び光ケーブルの延長率	R1	100%	-
					R2	0%	R7 100%

R3.3.31 現在

施策	事業	担当部署	進捗管理対象	完了事業	指標	現状値	目標値
18 除融雪業務の充実強化	52 バス路線確保のための除雪機械貸与事業	維持課					
	53 機動力確保のための除融雪機械更新事業	維持課					
19 上水道施設の耐震化等	54 上水道耐震化	上水道課	○		耐震化進捗率（施設）	R2 46%	R7 71%
					耐震化適合率（管路）	R2 37%	R7 39%
20 再生可能エネルギーの最大限の導入	55 公共施設への再生可能エネルギーの率先導入	環境・地域エネルギー課					
	56 住宅への太陽光発電、定置型蓄電設備及び電気自動車等充給電設備の普及	環境・地域エネルギー課					
21 避難所の機能充実	57 自家発電機等の整備	危機管理課	○		発電機の整備率	H28 100%	-
	58 学校施設の避難所としての防災機能強化	学校教育課	○		防災設備の充足率	R2 41%	R7 100%
	59 避難所運営委員会の設立促進	危機管理課	○		避難所運営委員会数	R2 115か所	R7 124か所
22 備蓄物資等の充実	60 非常用食料、物資の備蓄	危機管理課	○		食糧充足率	H28 100%	-
	61 備蓄倉庫の整備	危機管理課					
	62 災害時応援協定の締結	危機管理課			災害時応援協定締結数	R2 68件	-
	63 松本市防災物資ターミナルの運営	危機管理課					

R3.3.31 現在

施策	事業	担当部署	進捗管理対象	完了事業	指標	現状値	目標値
23 要配慮者の支援	64 災害時要援護者支援プランの推進 福祉避難所の拡充	福祉政策課	○		避難行動要支援者名簿のうち平常時から名簿情報を提供できる割合	R2 83%	R7 90%
	65 災害時要援護者支援プランの推進 避難行動要支援者名簿の活用促進	福祉政策課					
24 自衛隊、警察、消防との連携	66 自衛隊、警察、消防との連携	危機管理課					
25 災害時医療救護所開設	67 災害時医療救護活動マニュアル作成	保健総務課			マニュアルの作成	H25 作成済	-
	68 災害時医療救護所の開設	保健総務課			訓練拠点数 医療救護訓練回数	R2 23か所 R2 1回/年	- 1回/年
26 新市立病院等の建設	69 松本市立病院の建設	病院建設課					
	70 四賀の里クリニックの建設	病院建設課					
27 感染症まん延時における避難対策の整備	71 感染症まん延時における避難対策の整備	危機管理課					
28 災害時における感染症対策の推進	72 避難所開設・運営ガイドラインの作成	危機管理課	○		ガイドラインの作成	H25 作成済	-
	73 感染症対策物資の備蓄	危機管理課			ガイドラインの改正	R2 改正済	-
29 避難者の健康管理体制の強化	74 避難者の健康管理体制の構築	健康づくり課					
30 様々な避難者への配慮	75 様々な避難者への配慮	危機管理課					

R3.3.31 現在

施策	事業	担当部署	進捗管理対象	完了事業	指標	現状値	目標値
31 外国人住民の防災意識向上への取組み	76 多文化共生事業	人権共生課					
32 地域防災力向上への支援	77 出前講座による意識啓発の推進 78 各防災組織相互の協調に向けた支援	危機管理課 危機管理課					
33 住民の防災意識の醸成	79 住民主体の防災活動への支援 80 防災に関する地域づくりの情報提供 81 防災・福祉に係る学習機会の創出	地域づくりセンター 地域づくりセンター 生涯学習課 中央公民館			防災と福祉に係る学習会	R2 31事業	-
34 地域住民のつながりの強化	82 町会活動の活性化支援 83 地域づくり推進交付金による地域への財政支援 84 地域づくりセンターによる多様なコミュニティ活動の支援	地域づくりセンター 地域づくり課 地域づくりセンター 地域づくり課 地域づくりセンター	○	町会加入率 交付金活用事業数	R2 77% R2 153件 R7 165件	現状維持	
35 被災による治安悪化の回避	85 青色回転灯車両の増車	消防防災課					

R3.3.31 現在

施策	事業	担当部署	進捗管理対象	完了事業	指標	現状値	目標値
36 災害対策本部機能の強化	86 業務継続計画の策定 87 災害時支援計画の策定 88 市役所庁舎の耐震化 89 市役所庁舎非常用発電機設置	危機管理課 危機管理課 契約管財課 契約管財課		○ 計画の策定 ○ 計画の策定 ○ 耐震化率 ○ 整備率	H25 策定済 R1 策定済 H25 100% H28 100%	- - - -	
37 データセンター機能の強化	90 基幹業務系システムの再構築 91 情報創造館庁舎設備更新 92 住民情報等のバックアップ体制の構築	DX推進本部 DX推進本部 DX推進本部			情報通信網稼働率（計画停止を除く） ○ ネットワーク回線数	R2 100% H27 2回線	100% -
38 災害時多言語支援	76 多文化共生事業	人権共生課					
39 外国人旅行者等の災害時支援の推進	93 観光戦略推進事業 94 外国人観光客受入環境整備事業	観光プロモーション課 観光プロモーション課					
40 公共交通機関における交通事業者及び関係機関との連携体制の強化	95 公共交通機関における交通事業者及び関係機関との連携体制の強化	公共交通課					
41 食料生産体制の強化	96 果樹振興事業 97 そ菜花き振興事業	農政課 農政課					

R3.3.31 現在

施策	事業	担当部署	進捗管理対象	完了事業	指標	現状値	目標値
42 農業の担い手育成・確保	98 就農者育成対策事業	農政課	○		新規就農者育成対策事業研修修了後の営農継続者数	R2 37人	R7 50人
43 被災農業者への金融支援	99 被災農業者への金融支援	農政課					
44 下水道施設の耐震化等	100 下水道処理施設耐震化	下水道課					
	101 下水道管渠 ^{きょ} 耐震化	下水道課	○		耐震化率	R2 16%	R7 22%
45 汚水処理の効率化	102 家庭雑排水対策事業	環境保全課					
46 農業用ため池の点検、診断	103 農業用ため池の点検、診断実施数	耕地課		○	ため池の点検・診断率	H26 100%	-
	104 農業用ため池の廃止	耕地課	○			R2 0か所	-
47 住宅、建築物のアスベスト対策の促進	105 アスベスト飛散防止対策事業	建築指導課	○		アスベスト飛散防止対策件数(累計値)	R2 22件	R7 26件
48 農地の利用促進 耕作放棄地の発生防止と再生	106 遊休荒廃農地対策事業	農政課			再生利用が可能な荒廃農地面積	R2 25ha	-
	107 中山間地域等直接支払事業	農政課					
	108 多面的機能支払い交付金事業	耕地課					
49 森林の多面的機能の維持の推進	109 森林造成事業	森林環境課	○			R2 80ha/年	R7 280ha/年
50 災害廃棄物の円滑・迅速な処理体制の整備	110 災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の円滑・迅速な処理	環境・地域エネルギー課 環境業務課	○		災害廃棄物処理計画の策定	R1 100%	-

R3.3.31 現在

施策	事業	担当部署	進捗管理対象	完了事業	指標	現状値	目標値
51 災害時における被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の円滑な受入体制の確保	111 災害時における被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の円滑な受入体制の確保	建築指導課					
52 復興体制の事前整備	112 災害時における復興体制の事前準備	総合戦略室					
53 無形文化財の保護	113 無形文化財等データベース化事業 114 指定無形民俗文化財保存活用団体補助	文化財課 文化財課					
54 松本城南・西外堀復元事業	115 松本城南・西外堀復元事業	お城まちなみ創造本部	○	事業用地の取得率	R2 66%	100%	
55 住宅対策（応急仮設住宅の整備）	116 応急仮設住宅建設用地の確保	公共用地課		応急仮設住宅建設候補地数	H29 60か所	-	
56 風評被害等の防止に向けた正確な情報収集と発信	117 風評被害等の防止に向けた正確な情報収集と発信	危機管理課、農政課					
57 海外誘客事業	118 海外誘客宣伝事業	観光プロモーション課					

主な補助金・交付金等活用予定事業一覧

令和4年3月23日現在

事業名	内容 ※（ ）は箇所名等	担当部署
CATV設備等老朽化対策事業	CATV設備等老朽化対策事業（松本市安曇）	DX推進本部
CATV設備等老朽化対策事業	CATV設備等老朽化対策事業（松本市奈川）	DX推進本部
上高地徳沢～横尾の電源、光ケーブル敷設	電力及び光ケーブル敷設、受変電施設設置	アルプスリゾート整備本部
高齢者施設等の耐震化整備事業	高齢者施設等の耐震化整備事業	高齢福祉課
高齢者施設等の非常用自家発電整備事業	高齢者施設等の非常用自家発電整備事業	高齢福祉課
高齢者施設等の水害対策改修等事業	高齢者施設等の水害対策改修等事業	高齢福祉課
高齢者施設等のブロック塀等の改修事業	高齢者施設等のブロック塀等の改修事業	高齢福祉課
高齢者施設等のプリンクラー設備等整備事業	高齢者施設等のプリンクラー設備等整備事業	高齢福祉課
家庭雑排水対策事業	合併処理浄化槽設置整備事業	環境保全課
森林造成事業	森林整備計画に基づき森林整備を図るもの	森林環境課
地区体育館等非構造部材の耐震化	地区体育館等非構造部材の耐震化（総合体育館）	スポーツ推進課
地区体育館等非構造部材の耐震化	地区体育館等非構造部材の耐震化（南部体育館）	スポーツ推進課
地区体育館等非構造部材の耐震化	地区体育館等非構造部材の耐震化（島立体育館）	スポーツ推進課
地区体育館等非構造部材の耐震化	地区体育館等非構造部材の耐震化（今井体育館）	スポーツ推進課
地区体育館等非構造部材の耐震化	地区体育館等非構造部材の耐震化（梓川体育館）	スポーツ推進課
幹線道路の整備	新村・和田インターチェンジ整備（和田）	建設課
幹線道路の整備	市道7003号線（島立）	建設課
幹線道路の整備	市道2181号線（浅間温泉2丁目）	建設課
幹線道路の整備	波田98号線（波田森口）	建設課
幹線道路の整備	市道7553号線（島立）	建設課
橋梁の長寿命化修繕	橋梁長寿命化（市内一円）	建設課
雨水渠の整備	県第一雨水幹線（第3地区（県1丁目 県3丁目））	建設課
雨水渠の整備	田川第一雨水幹線（田川地区（渚1丁目 渚3丁目））	建設課

事業名	内容 ※（ ）は箇所名等	担当部署
雨水渠の整備	筑摩雨水幹線（庄内地区（筑摩 中林））	建設課
雨水渠の整備	丸の内排水区雨水幹線（中央地区（今町 松栄町 西堀町他））	建設課
雨水渠の整備	和泉川排水区雨水幹線（庄内地区（並柳 出川））	建設課
市道内環状北線整備	内環状北線（大手）	建設課
幹線道路の整備	小池平田線（庄内～深志）	建設課
幹線道路の整備	出川浅間線（里山辺）	建設課
幹線道路の整備	中条白板線（白板 巾上 中条）	建設課
幹線道路の整備	宮渕新橋上金井線（城西 蟻ヶ崎 宮渕）	建設課
バス路線確保のための除雪機貸与事業	大雪時の重要バス路線の除排雪や通常時のバス路線を中心とした幹線道路の除雪を早期に実施するため、委託業者に除雪機械の貸与を行うもの	維持課
機動力確保のための除融雪機更新事業	作業効率や安全性を回避するために、「除雪機械更新計画」に基づき計画的に行うもの	維持課
空き家等対策事業	松本市老朽危険空家等除却費補助	住宅課
公営住宅等整備事業	公営住宅の新築、建替え、除却等	住宅課
住宅、建築物耐震診断	住宅、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、旧耐震基準の住宅等の耐震診断に対して補助するもの	住宅課 建築指導課
住宅、建築物耐震改修促進	住宅、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、旧耐震基準の木造住宅の耐震改修等に対して補助するもの	住宅課 建築指導課
アスベスト飛散防止対策事業	飛散性の高い吹付けアスベストの大気中への粉塵の排出及び飛散を防止するため、建築物所有者等が行う含有調査・除去費用に対して補助するもの	建築指導課
下水道処理施設耐震化	下水道処理施設耐震化（宮渕浄化センター他4か所）	下水道課
下水道管渠耐震化	下水道管渠耐震化（丸の内污水幹線他7路線）	下水道課
長寿命化改良事業及び改築事業	長寿命化改良事業（梓川小学校）	学校教育課
長寿命化改良事業及び改築事業	長寿命化改良事業（菅野小学校）	学校教育課
長寿命化改良事業及び改築事業	長寿命化改良事業（波田小学校）	学校教育課
長寿命化改良事業及び改築事業	長寿命化改良事業（高綱中学校）	学校教育課
長寿命化改良事業及び改築事業	長寿命化改良事業（今井小学校）	学校教育課

事業名	内容 ※（ ）は箇所名等	担当部署
長寿命化改良事業及び改築事業	長寿命化改良事業（岡田小学校）	学校教育課
長寿命化改良事業及び改築事業	長寿命化改良事業（源池小学校）	学校教育課
長寿命化改良事業及び改築事業	長寿命化改良事業（清水中学校）	学校教育課
長寿命化改良事業及び改築事業	改築事業（丸ノ内中学校）	学校教育課
長寿命化改良事業及び改築事業	改築事業（開成中学校）	学校教育課
長寿命化改良事業及び改築事業	改築事業（本郷小学校）	学校教育課
長寿命化改良事業及び改築事業	改築事業（安曇小中学校）	学校教育課
長寿命化改良事業及び改築事業	改築事業（鎌田中学校）	学校教育課
重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業	重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業（重要文化財旧松本高等学校校舎）	生涯学習課
国宝松本城天守耐震対策事業	国宝松本城天守耐震対策事業（国宝松本城天守）	文化財課
松本城防災設備整備事業	松本城防災設備整備事業（松本城天守建造物ほか）	文化財課
白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業	白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業（白骨温泉）	文化財課
国宝旧開智学校校舎耐震対策事業	国宝旧開智学校校舎耐震対策事業（国宝旧開智学校校舎）	博物館
国宝旧開智学校校舎防災対策事業	国宝旧開智学校校舎防災対策事業（国宝旧開智学校校舎）	博物館
黒門・太鼓門耐震対策事業	太鼓門耐震対策事業（太鼓門の一の門、二の門、袖塀）	文化財課
史跡小笠原氏城跡保存整備事業	史跡小笠原城跡保存整備事業（井川城跡、林大城、林小城）	文化財課